羽幌町地域防災計画

【資料編】

令和３年４月修正

羽幌町防災会議

目　次

〔 防災組織 〕 1

○ 資料１－１　関係機関等の連絡先 1
○ 資料１－２　災害対策本部掲示板 8
○ 資料１－３　腕章 8
○ 資料１－４　防災用ベスト 9
○ 資料１－５　標章 10
○ 資料１－６　自主防災組織の結成状況 10

〔 消防 〕 11

○ 資料２－１　消防力の現況 11
○ 資料２－２　一般山火事予消防対策（抄本） 15

〔 災害履歴・震度階級等 〕 17

○ 資料３－１　災害記録 17
○ 資料３－２　気象庁震度階級関連解説表 23

〔 災害危険区域等 〕 27

○ 資料４－１　重要水防箇所 27
○ 資料４－２　土砂災害（特別）警戒区域 28
○ 資料４－３　土砂災害危険箇所 30
○ 資料４－４　山地災害危険地区 31
○ 資料４－５　高波・高潮・津波等危険区域 33
○ 資料４－６　なだれ危険箇所 34
○ 資料４－７　危険物所在一覧 34

〔 物資・資機材・施設 〕 40

○ 資料５－１　防災資機材・救援備蓄物資保有状況 40
○ 資料５－２　避難施設 44
○ 資料５－３　炊き出し施設 46
○ 資料５－４　主要食料調達先施設 46
○ 資料５－５　医療機関 46
○ 資料５－６　要配慮者関連施設 48

〔 通信・輸送 〕 50

○ 資料６－１　緊急通行車両標章 50
○ 資料６－２　緊急輸送道路 51
○ 資料６－３　緊急輸送岸壁 51
○ 資料６－４　ヘリコプター離着陸場 52
○ 資料６－５　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領 53
○ 資料６－６　ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領 56

〔 応急・復旧 〕 58
○ 資料７－１　災害情報等報告取扱要領 58
○ 資料７－２　被災者生活再建支援制度 67

〔 条例・協定等 〕 68
○ 資料８－１　羽幌町防災会議条例 68
○ 資料８－２　羽幌町災害対策本部条例 70
○ 資料８－３　災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定 71
○ 資料８－４　北海道広域消防相互応援協定 74
○ 資料８－５　北海道消防防災ヘリコプター応援協定 77
○ 資料８－６　北海道地方における災害時の応援に関する申合せ 79
○ 資料８－７　災害時の応援に関する協定 81
○ 資料８－８　公共的団体等との防災協定一覧 83
○ 資料８－９　災害時における相互応援に関する協定書（海老名市・羽幌町） 83

〔 様式 〕 92
○ 別記第１号様式　職員参集状況報告書 92
○ 別記第２号様式　職員等安否確認調査票 93
○ 別記第３号様式　気象予警報等受理簿 94
○ 別記第４号様式　水防報告書 95
○ 別記第４号の２様式　水防活動実施報告書 90
○ 別記第５号様式　災害情報 97
○ 別記第６号様式　被害状況報告(最終) 99
○ 別記第７号様式　公用令書等（別表　第１号様式～第６号様式） 101
○ 別記第８号様式　避難者世帯名簿 104
○ 別記第９号様式　避難所収容台帳 105
○ 別記第 10 号様式　避難所設置及び収容状況 105
○ 別記第 11 号様式　救助種目別物資受払簿 106
○ 別記第 12 号様式　被災者救出状況記録簿 107
○ 別記第 13 号様式　緊急通行車両等・規制除外車両事前届出書 108
○ 別記第 14 号様式　輸送記録簿 109
○ 別記第 15 号様式　炊き出し給与状況 110
○ 別記第 16 号様式　飲料水の供給簿 111
○ 別記第 17 号様式　世帯構成員別被害状況 112
○ 別紙第 18 号様式　物資購入（配分）計画表 112
○ 別紙第 19 号様式　物資の給与状況 113
○ 別紙第 20 号様式　物資給与及び受領簿 114
○ 別記第 21 号様式　救護班活動状況 115
○ 別記第 22 号様式　医療実施状況 116
○ 別記第 23 号様式　助産台帳 117
○ 別記第 24 号様式　学用品の給与状況 118
○ 別記第 25 号様式　応急仮設住宅台帳 119
○ 別記第 26 号様式　住宅応急修理記録簿 120
○ 別記第 27 号様式　遺体の捜索状況記録簿 121
○ 別記第 28 号様式　遺体処理台帳 122

○ 別記第 29 号様式　埋葬台帳 123
○ 別記第 30 号様式　障害物除去の状況 124
○ 別記第 31 号様式　賃金作業員雇用台帳 125
○ 別記第 32 号様式　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票 126
○ 別記第 33 号様式　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書 .. 127
○ 別記第 34 号様式　救急患者の緊急搬送情報伝達票 128
○ 別記第 35 号様式　自衛隊災害派遣要請の依頼 129
○ 別記第 36 号様式　自衛隊災害派遣撤収要請の依頼 130
○ 別記第 37 号様式　公用負担権限委任証 131
○ 別記第 38 号様式　公用負担命令票 131

〔 防災組織 〕

○ 資料１－１　関係機関等の連絡先

１　羽幌町（役場・消防署・公共施設等）

名　　称	郵便番号	所　　在　　地	電話番号	FAX 番号
羽幌町役場	078-4198	羽幌町南町 1 番地の 1	0164-62-1211	0164-62-1219
天売支所	078-3953	羽幌町大字天売字和浦 73 番地	01648-3-5131	01648-3-5615
焼尻支所	078-3871	羽幌町大字焼尻字東浜 164 番地 1	01648-2-3131	01648-2-3551
北留萌消防組合消防本部	078-4105	羽幌町南 5 条 4 丁目 6 番地	0164-62-1220	0164-62-5839
北留萌消防組合消防署	078-4105	羽幌町南 5 条 4 丁目 6 番地	0164-62-1246	0164-62-1446
天売分遣所	078-3953	羽幌町大字天売字和浦 95 番地	01648-3-5114	01648-3-5114
焼尻分遣所	078-3871	羽幌町大字焼尻字東浜 258 番地 5	01648-2-3590	01648-2-3590
羽幌町外 2 町村衛生施設組合	078-4141	羽幌町字築別 815 番地	0164-68-1001	0164-69-5000
羽幌町すこやか健康センター	078-4106	羽幌町南 6 条 3 丁目	0164-62-6020	0164-69-2040

２　保育所・幼稚園等

名　　称	郵便番号	所　　在　　地	電 話 番 号
羽幌藤幼稚園	078-4120	羽幌町港町 3 丁目 2 番地	0164-62-5638
認定こども園・まき	078-4103	羽幌町南 3 条 5 丁目	0164-62-2346
羽幌町留守家庭児童会	078-4103	羽幌町南 3 条 5 丁目（認定こども園・まき内）	0164-62-2346
羽幌町子育て支援センター	078-4106	南 6 条 3 丁目 14 番地 （すこやか健康センター内）	0164-62-1656
羽幌町子ども発達支援センターにじいろ	078-4108	南大通 6 丁目	0164-62-6771
天売ちびっこランド	078-3953	羽幌町大字天売字和浦 40 番地	01648-3-5033

３　学校（小中学校・高等学校）

名　　称	郵便番号	所　　在　　地	電 話 番 号
羽幌町立羽幌小学校	078-4105	羽幌町南 5 条 5 丁目	0164-62-1040
羽幌町立羽幌中学校	078-4115	羽幌町北 5 条 3 丁目	0164-62-1055
羽幌町立天売小学校・中学校	078-3953	羽幌町大字天売字和浦 121 番地	小学校：01648-3-5044 中学校：01648-3-5344
羽幌町立焼尻小学校・中学校	078-3871	羽幌町大字焼尻字豊崎	小学校：01648-2-3242 中学校：01648-2-3342
北海道天売高等学校	078-3954	羽幌町大字天売字前浜 100 番地	01648-3-5144
北海道羽幌高等学校	078-4194	羽幌町南町 8 番地	0164-62-1050

4　福祉施設等

名　　称	郵便番号	所　　在　　地	電 話 番 号
羽幌町老人福祉センター	078-4110	羽幌町北大通 2 丁目	0164-62-2892
羽幌町老人憩の家	078-4104	羽幌町南 4 条 4 丁目 11 番地の 1	0164-62-1333
特定非営利活動法人 いちえ	078-4110	羽幌町北大通 3 丁目 4 番地	0164-62-3856
フルールハピネスはぼろ	078-4122	羽幌町南町 3 番地の 4	0164-62-5188
グループホーム陽だまりの家	078-4123	羽幌町栄町 94 番地	0164-68-7075
羽幌町立特別養護老人ホーム	078-4123	羽幌町栄町 97 番地の 1	0164-62-3014
羽幌町デイサービスセンター	078-4123	羽幌町栄町 97 番地の 1	0164-62-1900
ケアセンターはぼーれ	078-4123	羽幌町栄町 111 番地	0164-62-5189
築別老人寿の家	078-4141	羽幌町字築別 416 番地	0164-62-1250
中央老人寿の家	078-4132	羽幌町中央 623 番地 2	0164-62-1990
天売老人の家	078-3953	羽幌町大字天売和浦 74	01648-3-5130
天売総合研修センター	078-3953	羽幌町大字天売字和浦 73 番地	01648-3-5041
天売高齢者支援センター	078-3953	羽幌町大字天売字和浦 73 番地の 1	01648-3-9800
焼尻総合研修センター	078-3871	羽幌町大字焼尻字東浜 260 番地の 2	01648-2-3323
焼尻高齢者支援センター	078-3871	羽幌町大字焼尻字東浜 260 番地の 2	01648-2-9500

5　指定地方行政機関

名　　称	郵便番号	所　　在　　地	電 話 番 号
北海道開発局留萌開発建設部(総務課)	077-8501	留萌市寿町 1 丁目 68 番地	0164-42-2312
羽幌道路事務所	078-4123	羽幌町栄町 57 番地の 2	0164-62-2195
留萌港湾事務所	077-0048	留萌市大町 1 丁目 1 番地 1	0164-42-1205
北海道農政事務所旭川地域拠点	078-8506	旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番 15 号 旭川地方合同庁舎	0166-30-9300
北海道森林管理局留萌北部森林管理署	098-3303	天塩町新栄通 6 丁目	01632-2-1151
羽幌森林事務所	078-4107	羽幌町南 7 条 1 丁目	0164-62-1188
北海道運輸局旭川運輸支局 (総務企画担当)	070-0902	旭川市春光町 10-1	0166-51-5271
第一管区海上保安本部 留萌海上保安部(警備救難課)	077-0048	留萌市大町 3 丁目 37 の 1	0164-42-9118
札幌管区気象台	060-0002	札幌市中央区北 2 条西 18-2	011-611-6127
旭川地方気象台	078－8391	旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番 15 号 旭川合同庁舎	0166-32-7102
北海道地方環境事務所 羽幌自然保護官事務所	078-4116	羽幌町北 6 条 1 丁目 (北海道海鳥センター内)	0164-69-1101
北海道労働局留萌労働基準監督署	077-0048	留萌市大町 2 丁目 12 留萌地方合同庁舎	0164-42-0463
留萌公共職業安定所	077-0048	留萌市大町 2 丁目 12 留萌地方合同庁舎	0164-42-0388

6　自衛隊

(1)　陸上自衛隊

名　　称	郵便番号	所　　在　　地	電　話　番　号
北部方面総監部	064-8510	札幌市中央区南 26 条西 10 丁目	011-511-7116
第２師団司令部	070-8630	旭川市春光町	0166-51-6111
留萌駐屯地（第 26 普通科連隊）	077-8555	留萌市緑ヶ丘町 1-6	0164-42-2655

(2)　海上自衛隊

名　　称	郵便番号	所　　在　　地	電　話　番　号
大湊地方総監部（防衛部）	035-8511	青森県むつ市大湊町 4-1	0175-24-1111
函館基地隊	040-8642	函館市大町 10-3	0138-23-4241

(3)　航空自衛隊

名　　称	郵便番号	所　　在　　地	電　話　番　号
第２航空団（千歳基地）	066-0044	千歳市平和無番地	0123-23-3101
北部航空方面隊司令部（三沢基地）	033-8604	青森県三沢市後久保 125-7	0176-53-4121

7　北海道

(1)　危機対策局

部名	局課名	グループ名	郵便番号	所 在 地	電　話　番　号		FAX 番号
					代表（内線）	ダイヤルイン	
総務部	危機対策局 危機対策課	危機調整 グループ	060-8588	札幌市中央区 北３条西６丁目	011-231-4111	011-204-5007	011-231-4314 011-251-6242
					内線 22-552		
					内線 22-561		
		防災 グループ			内線 22-554	011-204-5008	
					内線 22-568		
		消防 グループ			内線 22-555	011-204-5009	
					内線 22-575		
	危機対策局 原子力安全対策課	企画防災 グループ			内線 22-852	011-204-5011	011-232-1101
					内線 22-861		
	危機対策局	休日・夜間 （当直室）			内線 22-586	011-231-3398	011-231-3402

(2)　防災航空室

部名	課名	室名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX 番号
総務部	危機対策課	防災航空室	007-0880	札幌市東区丘 珠町 755-11	011-782-3233	011-782-3234

(3)　部局窓口

部局名	課室名	係名等	郵便番号	所 在 地	電　話　番　号	
					代表（内線）	ダイヤルイン
総務部	総務課	総括グループ	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111 内線　22-111	011-204-5017
総合政策部	総務課	総括グループ			内線　23-111	011-204-5122
環境生活部	総務課	総括グループ			内線　24-111	011-204-5182
保健福祉部	総務課	企画調整グループ			内線　25-124	011-204-5242
経済部	総務課	総括グループ			内線　26-111	011-204-5315
農政部	農政課	企画グループ			内線　27-111	011-204-5375
水産林務部	総務課	管理グループ			内線　28-129	011-204-5454
建設部	維持管理防災課	施設防災グループ			内線　29-771	011-204-5917
出納局	総務課	総括グループ	060-8544	札幌市中央区北3条西7丁目	内線　32-221	011-204-5612
企業局	総務課	総務企画グループ			内線　32-721	011-251-6213
教育庁	総務課	総括グループ			内線　35-112	011-204-5702
北海道警察本部	警備課	災害第一係	060-8520	札幌市中央区北2条西7丁目	011-251-0110 内線　5722	

(4)　振興局等

名称	郵便番号	所 在 地	電話番号	
北海道留萌振興局 地域創生部地域政策課	077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2	代　　表	0164-42-8404
			ダイヤルイン	0164-42-8426
			FAX 番 号	0164-42-2596
北海道留萌教育局	077-8585	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8398	
北海道留萌振興局 留萌建設管理部 羽幌出張所	078-4131	羽幌町寿町2番地	0164-62-1256	
北海道留萌振興局 保健環境部保健行政室（留萌保健所）	077-8585	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8310	
北海道留萌振興局森林室	077-8585	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8380	
北海道留萌家畜保健衛生所	098-3217	天塩郡幌延町元町6番地の1	01632-5-1165	
留萌農業改良普及センター	078-4106	羽幌町南6条2丁目16番地の4	0164-62-1779	
北海道立羽幌病院	078-4197	羽幌町栄町110番地	0164-62-6060	

8　警察署

名　　称	郵便番号	所　　在　　地	電 話 番 号
北海道旭川方面羽幌警察署	078-4104	羽幌町南 4 条 4 丁目 13	0164-62-1110
羽幌警察署　北大通交番	078-4110	羽幌町北大通 2 丁目 7	0164-62-1569
〃　　天売駐在所	078-3952	羽幌町大字天売字和浦 109 番地	01648-3-5110
〃　　焼尻駐在所	078-3871	羽幌町大字焼尻字東浜 182 番地	01648-2-3110

9　指定公共機関

機　　関　　名	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号
日本郵便(株)北海道支社 支社長室総務部広報・CSR 担当	060-8797	札幌市中央区北 2 条西 4 丁目 3 番地	011-214-4005	011-214-4404
羽幌郵便局	078-4108	羽幌町南大通 3-15	0164-62-2200	0164-62-5591
羽幌北大通簡易郵便局	078-4110	羽幌町北大通 2-11	0164-62-2080	
築別郵便局	078-4141	羽幌町字築別 33	0164-62-2466	0164-62-2790
天売郵便局	078-3953	羽幌町大字天売字和浦 40	01648-3-5200	01648-3-5614
焼尻郵便局	078-3871	羽幌町大字焼尻字東浜 182	01648-2-3200	01648-2-3167
東日本電信電話(株)北海道事業部 災害対策室	060-0001	札幌市中央区北 1 条西 4 丁目	011-212-4466	011-222-9254
(株)NTT ドコモ北海道支社 ネットワーク部災害対策室	060-0001	札幌市中央区北 1 条西 14 丁目 6	011-242-1961	011-241-5355
KDDI(株)北海道総支社 管理部	060-0003	札幌市中央区北 3 条西 4 丁目 1-1 日本生命札幌ﾋﾞﾙ	011-223-2826	011-218-3722
ソフトバンク(株) 人事総務統括人事・総務本部	060-0061	札幌市中央区南 1 条西 3 丁目 1 丸一ﾋﾞﾙﾁﾞﾝｸﾞ	011-272-2388	011-272-0622
日本銀行札幌支店 文書課	060-0001	札幌市中央区北 1 条西 6 丁目 1-1	011-241-5231	011-210-2331
日本赤十字社北海道支部 羽幌町分区	078-4198	羽幌町南町 1 番地の 1	0164-68-7004	0164-62-1219
日本放送協会旭川放送局	070-8680	旭川市 6 条通 6 丁目 27 番地	0166-24-7000	0166-24-4080
日本通運(株)札幌支店 総務課	060-0807	札幌市北区北 7 条西 4 丁目 5-1 伊藤 110 ﾋﾞﾙ	011-738-0030	011-738-0033
北海道電力(株) 羽幌ネットワークセンター	078 - 4123	羽幌町栄町 175 番地の 9	0164-62-1047	0164-62-5044

10　指定地方公共機関

機　　関　　名	郵便番号	住所	電話	FAX 番号
北海道放送(株) 報道部	060-8501	札幌市中央区北 1 条西 5 丁目	011-232-5872 (報道部直通)	011-221-6807
札幌テレビ放送(株) 報道部	060-8705	札幌市中央区北 1 条西 8 丁目 1-1	011-272-8296	011-271-1535
北海道テレビ放送(株) 報道部	062-0934	札幌市豊平区平岸 4 条 13 丁目	011-824-4141	011-812-1764
北海道文化放送(株) 報道部	060-8527	札幌市中央区北 1 条西 14 丁目 1-5	011-214-5321 (報道部直通)	011-271-5497
(株)テレビ北海道 報道部	060-8517	札幌市中央区大通東 6 丁目	011-232-7160	011-232-7173
(株)エフエム北海道 編成制作部	060-0001	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目札幌時計台ﾋﾞﾙ	011-241-0844 (土日)232-8438	011-251-6305
(株)エフエムノースウエーブ 編成部	060-8557	札幌市北区北7条西4丁目新北海道ﾋﾞﾙ	011-707-6505	011-707-8311
日本コミュニティ放送協会 北海道地区協議会	050-0084	室蘭市輪西町 1 丁目 32-8 FM びゅー内	0143-84-1662	0143-84-1663
(株)STV ラジオ 編成制作部	060-8705	札幌市中央区北 1 条西 8 丁目 1-1	011-272-8354	011-272-8392
一般社団法人北海道 LP ガス協会	003－0013	札幌市白石区中央 3 条 3 丁目 1-40	011-812－6411	011-842－1586
一般社団法人北海道医師会 事業第二課	060-8627	札幌市中央区大通西 6 丁目 6	011-231-1725	011-210-4514
一般社団法人留萌医師会	077-0028	留萌市花園 3 丁目 5 番 33 号ﾊｲﾂｱｽﾀｰ A1 階	0164-43-2020	0164-43-5118
一般社団法人北海道歯科医師会 事業課	060-0031	札幌市中央区北 1 条東 9 丁目 11	011-231-0945	011-271-7514
公益社団法人北海道看護協会 事業課	003-0027	札幌市白石区本通 17 丁目北 3 番 24 号	011-861-3292	011-863-3204
一般社団法人北海道薬剤師会 総務部管理課	062-8631	札幌市豊平区平岸 1 条 8 丁目 5-12	011-811-0184	011-831-2412
公益社団法人北海道獣医師会	063-0804	札幌市西区二十四軒 4 条 5 丁目 9-3	011-642-4826	011-642-4642
オロロン土地改良区	078-4106	羽幌町南 6 条 2 丁目 16-4	0164-62-2099	0164-62-2120
一般社団法人北海道バス協会	060-0001	札幌市中央区北 1 条西 19 丁目 2	011-621-4161	011-621-1566
公益社団法人北海道トラック協会 業務部	064-0809	札幌市中央区南 9 条西 1 丁目	011-511-9784 011-512-2715	011-521-5810
一般社団法人北海道建設業協会 業務部	060-0004	札幌市中央区北 4 条西 3 丁目 1 番地	011-261-6185	011-251-2305
社会福祉法人北海道社会福祉協議会	060-0002	札幌市中央区北 2 条西 7 丁目北海道社会福祉総合ｾﾝﾀｰ「かでる 2・7」	011-241-3976	011-251-3971

機　　関　　名	郵便番号	住所	電話	FAX 番号
羽幌沿海フェリー(株)	078-4120	羽幌町港町 1 丁目 51 番地	0164-62-1774	0164-62-5231

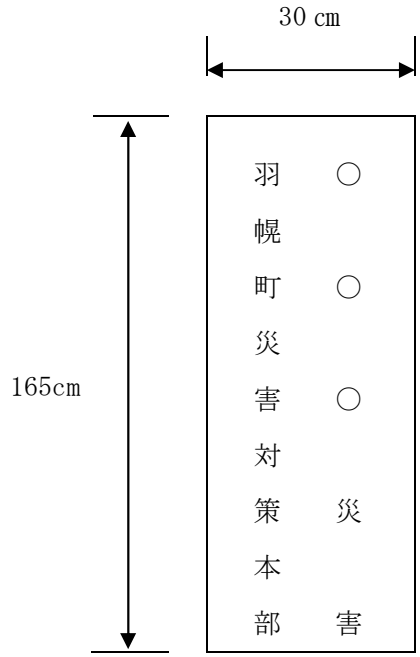
11　その他の公共的団体

名　　称	郵便番号	所　　在　　地	電 話 番 号
るもい農業協同組合	078-4106	羽幌町南 6 条 2 丁目 16 番地の 4	0164-62-2141
北るもい漁業協同組合	078-4120	羽幌町港町 1 丁目 36 番地	0164-62-1291
北るもい漁業協同組合天売支所	078-3955	羽幌町大字天売字弁天 168	01648-3-5011
北るもい漁業協同組合焼尻支所	078-3871	羽幌町大字焼尻字東浜 375	01648-2-3411
羽幌漁業無線海岸局（漁協内）	078-4120	羽幌町港町 1 丁目 36 番地	01646-2-1291
羽幌水難救難所（漁協内）	078-4120	羽幌町港町 1 丁目 36 番地	01646-2-1291
天売水難救難所（漁協支所内）	078-3955	羽幌町大字天売字弁天 168	01648-3-5011
焼尻水難救難所（漁協支所内）	078-3871	羽幌町大字焼尻字東浜 375	01648-2-3411
羽幌町商工会	078-4103	羽幌町南 3 条 2 丁目 ﾊｰﾄﾀｳﾝはぼろ 3 階	0164-62-2209
留萌中部森林組合	078-3711	苫前郡苫前町字旭 37 番地の 1	0164-64-2869
沿岸バス(株)	078-4103	羽幌町南 3 条 2 丁目 2 番地の 2	0164-62-2051
羽幌三師会	078-4106	羽幌町南 6 条 5 丁目（加藤病院）	0164-62-1005
社会福祉法人羽幌町社会福祉協議会	078-4107	羽幌町南 7 条 3 丁目 1 番地	0164-69-2311

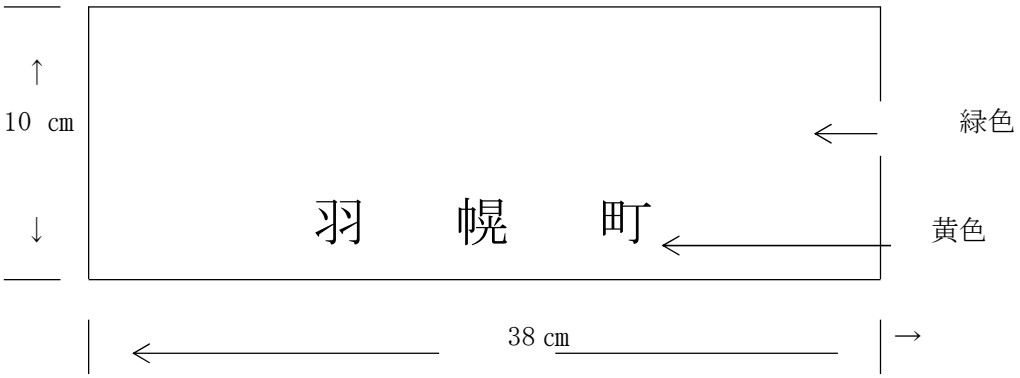
12　近隣市町村

市町村名	課名	係名	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号
留萌市	総務課	危機対策係	077-8601	留萌市幸町 1 丁目 11 番地	0164-56-5005	0164-43-8778
増毛町	総務課	庶務係	077-0292	増毛町弁天町 3 丁目 61 番地	0164-53-1111	0164-53-2348
小平町	企画振興課	企画振興係	078-3392	小平町字小平町 216 番地	0164-56-2111	0164-56-2110
苫前町	総務財政課	交通防災係	078-3792	苫前町字旭 37 番地の 1	0164-64-2211	0164-64-2142
初山別村	企画振興室	企画振興係	078-4492	初山別村字初山別 96 番地 1	0164-67-2211	0164-67-2298
遠別町	総務課	企画振興係	098-3543	遠別町字本町 3 丁目 37 番地	01632-7-2111	01632-7-3695
天塩町	住民課	住民安全係	098-3398	天塩町新栄通 8 丁目	01632-2-1001	01632-2-2659

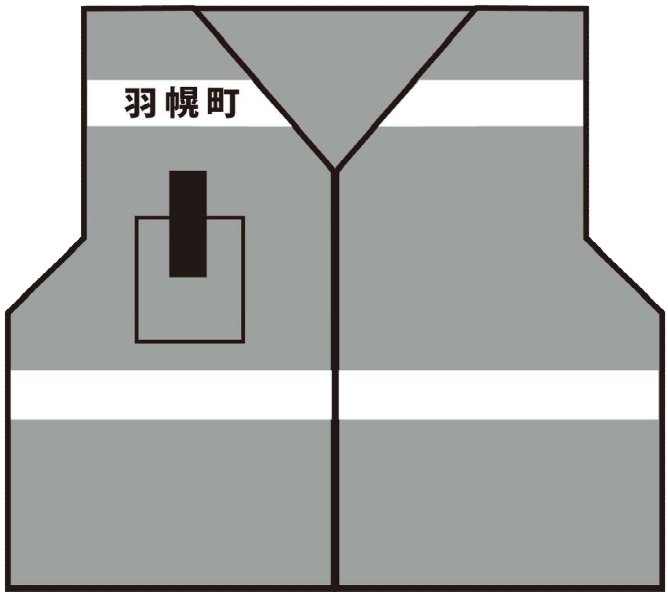
○ 資料１－２　災害対策本部掲示板

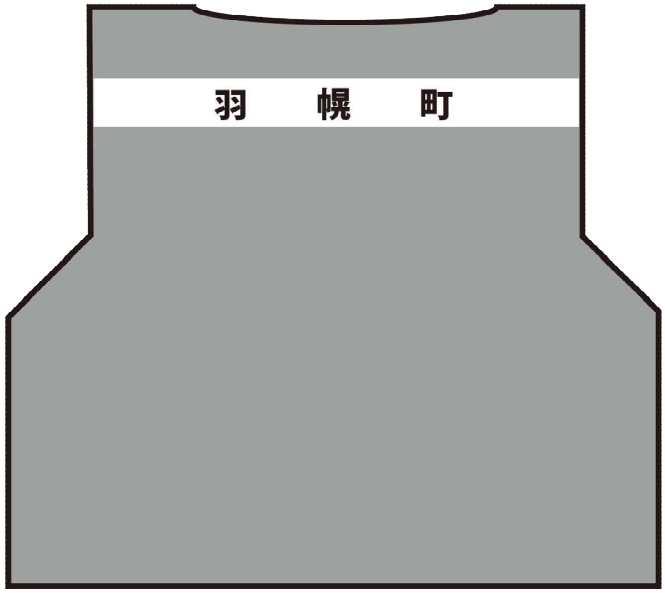


○ 資料１－３　腕章



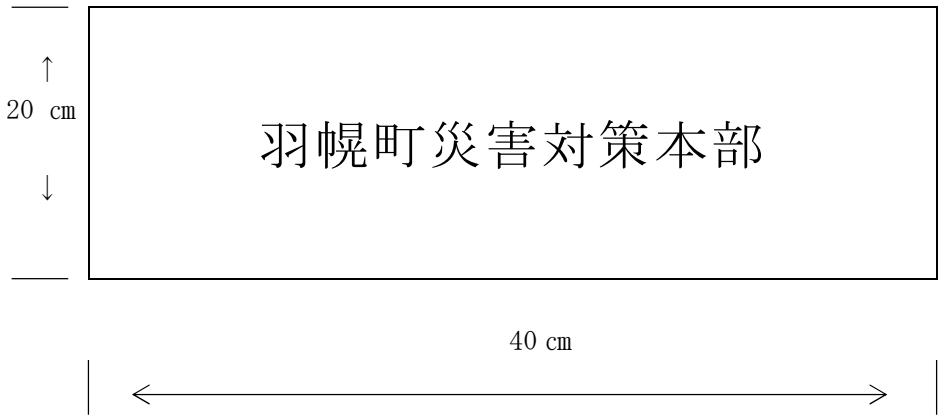
○ 資料１－４　防災用ベスト





（備考）１　彩　　色：ライトグリーン
　　２　生　　地：メッシュ素材
　　３　名 入 れ：左胸・背面上部の２箇所
　　(1)　地　　：灰色（反射素材）
　　(2)　文字　：黒色

○ 資料１－５　標章



○ 資料１－６　自主防災組織の結成状況

令和３年４月１日現在

No.	防災組織名	結成年月日	結成単位	結成世帯数	備考
1	緑町第一町内会防災組織	H27.1.24	町内会	43	行政区世帯：57
2	天売災害対策委員会	H6.7	天売全島	181	
3	焼尻災害対策委員会	H6.6	焼尻全島	136	
4	羽幌町第５町内会自主防災会	R2.1.13	町内会	67	行政区世帯：52
5	羽幌町第36町内会自主防災会	R2.1.19	町内会	47	行政区世帯：55

〔 消防 〕

○ 資料２－１　消防力の現況

１　消防職員の配置

令和３年１月１日現在

区分		定員	実員	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	その他
消防職員	消防本部	6	6	1	2	2	1			
	消防署	27	27		2	6	4	8	7	
	天　売	1	1				1			
	焼　尻	1	1				1			
	計	35	35	1	4	8	7	8	7	

２　消防団員の配置と管轄区域

令和３年１月１日現在

階級別 / 分団名		定員	実員								管轄区分	
			団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計		
消防団	羽幌	110	1	2	5	3	13	13	71	108	第１分団 第２分団	川南市街、南町、緑町、幸町、栄町、寿町、中央、平、上羽幌
											第３分団	川北市街、北町、浜町、朝日、高台
											築別分団	築別、汐見、上築、曙
	天売	50	1	1	3	0	4	4	24	37	第１分団	和浦、富磯、相影
											第２分団	前浜、弁天
	焼尻	45	1	1	2	1	3	4	22	34	第１分団	東浜、白浜、緑ケ岡、豊崎、西浦
	計	205	3	4	10	4	20	21	117	179		

3　消防施設の所在地

令和３年１月１日現在

名称	所在地	延面積	竣工年月
消防本部・消防署・羽幌消防団	羽幌町南５条４丁目６番地	1,510.19 ㎡	昭和 53 年 9 月
第３分団器具置場	羽幌町北大通２丁目５番地	40.00 ㎡	昭和 50 年 10 月
築別分団器具置場	羽幌町字築別 67 番地の 18	36.72 ㎡	昭和 51 年 10 月
天売分遣所・天売消防団	羽幌町大字天売字和浦 95 番地	188.41 ㎡	昭和 50 年 10 月
天売港器具置場	羽幌町大字天売字弁天 162 番地	69.30 ㎡	昭和 51 年 11 月
焼尻分遣所・焼尻消防団	羽幌町大字焼尻字東浜 258 番地の 5	173.23 ㎡	昭和 52 年 10 月
焼尻消防団器具置場	羽幌町大字焼尻字西浦 237 番地	80.19 ㎡	昭和 53 年 10 月

4　消防自動車等の配置状況

令和３年１月１日現在

区分／所属	水槽付消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ	救急自動車			指揮車	広報車	大型水槽車	資機材搬送車	その他車両
							高規格救急車	Ⅱ B 型救急車	非常用救急車					
消防本部										1				1
消防署	1	1	1	1			2		1	1		1	1	
羽幌消防団		1			2									
天売消防団	1				2									
焼尻消防団	1				2									
計	3	2	1		6		2		1	2		1	1	1

5　消防水利状況

令和３年１月１日現在

区分		合計	防火水槽		消火栓	
			40～100m³未満	20～40m³未満	基準	基準外
羽幌	市街地区	157	23	1	111	22
	天売地区	14	12			2
	焼尻地区	16	15			1
	計	187	50	1	111	25

６　通信施設

令和３年１月１日現在

通信別＼所属	火災報知専用電話（回線）				一般加入電話回線	簡易指令台設備	衛星携帯電話	車載携帯電話	消防救急業務用無線局（260MHz帯デジタル方式）					署活動系無線	消防用サイレン有線設備		
	固定専用回線	ＩＰ専用回線	携帯専用回線	緊急通報回線					基地局	固定局	車載型	携帯型	卓上型		モーターサイレ	電子サイレン	有線放送設備
本　部					3		1				1	1					
消防署	2	2	8	4	4	1	1	2	1	4	11	10	1	32	3	3	4
天　売					1						2	2	1	7			
焼　尻					1						2	2	1	7			
計	2	2	8	4	9	1	2	2	1	4	16	15	3	46	3	3	4

７　資機材の現況

令和３年１月１日現在

分類	機材名＼所属名	消防署	天　売	焼　尻	計
一般救助器具	かぎ付きはしご	4			4
	三連はしご	4			4
	空気式救助マット	2			2
	救命索発射銃	1			1
	サバイバースリング・救命用縛帯	6			6
重量物排除用器具	油圧ジャッキ				
	油圧スプレッダー	1			1
	可搬ウィンチ	4			4
	マット型空気ジャッキ一式	1			1
	大型油圧スプレッダー	2			2
	救助用支柱器具	2			2
切断・破壊用器具	油圧切断機	2	1	1	4
	エンジンカッター	4	1	1	6
	ガス溶断器	1			1
	チェーンソー	3	1	1	5
	鉄線カッター	2			2
	空気鋸	1			1
	大型油圧切断機	2			2
	空気切断機	1			1
	万能斧	8	1	2	11
	携帯用コンクリート破壊器具	1			1
	削岩機	1			1
放	ホース	302	110	115	527

	ジェットシューター	55	10	10	75
	泡管槍	6	1	1	8
	インパルス	2			2
消火剤	油火災用化学消火剤	2,700	380	380	3,460
	油流出処理剤	70	40	65	175
	消火器	11	3	3	17
保護用器具	空気呼吸器一式	22	2	2	26
	空気呼吸器用予備ボンベ	38	1	1	40
	耐熱服	6			6
	救命胴衣	43			43
その他	救命ボート	2			2
	船外機	1			1
	送排風機	2			2
	投光器	12	5	6	23
	携帯拡声器	7	1	1	9
	発電機（携帯用含む）	9	3	3	15

○ 資料２－２　一般山火事予消防対策（抄本）

羽幌町林野火災予消防対策協議会

1　協議会の目的

近年観光開発、道路交通網の発達、レジャー人口の増加等による森林利用の多用化に伴い林野火災予防思想の啓発に当たっては、山間部を対象とせず、市街地域を含めた一般住民を対象とする必要がある。

そのため、宣伝活動は総力をあげて取り組み、一般住民に浸透させ無事故を期するものとする。不幸にして発生を見た場合、被害を最小限に食い止める方策を樹立することを本協議会の目的とする。

2　山火事警防思想の普及徹底

林野火災の出火原因は、タバコやマッチ及びゴミ焼きの火の不始末によるものが多く、特に山菜取り、魚釣り等のための入林者による火災が多発傾向にある。これら入林者に対して森林所有者、又は管理者の了解なし入林はできないことなど指導し、森林の公益性についての理解を求め、予防の啓発に可能な限り努力を払い、関係機関一丸となってあらゆる機会を利用し徹底を図るものとする。

3　林野火災予防対策

気象情報の把握、注意報の周知徹底を図り注意旗の掲揚、学童による協力依頼（標語、ポスター等）、林野近隣作業所の防火対策の確立、火気使用の安全確認、林業機械作業の機械整備点検による防火確立、広報紙・ホームページ等による注意の喚起、ポスター標語等掲示による宣伝活動の積極的な推進を図る。大山林所有者の予防対策確立、観光遊山者の火気使用指導の徹底、火入方法指導の確立、各地区代表者における防備区域の巡視出動態勢の確立

ア　火入対策

危険期間（４月～６月）中の火入れは、極力避けるようにし、夏期又は秋期に行うよう指導する。

イ　林地内事業者対策

林地内で事業を行うものは、火気責任者を定め巡視人を配置して警戒体制をとるものとする。

4　消防対策

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に、最も容易に消火し拡大を防止し、被害の最小限を目的とする。発見者は直ちに、最寄りの住家通行人等に協力を求める一方、電話を利用して本部又は関係機関に連絡する。本件を町民全般に周知する通報を受けたとき、本部は状況を判断し各地区代表者に指令を発する。大事に至る場合は、自衛隊の出動を要請する。

5　実施機関

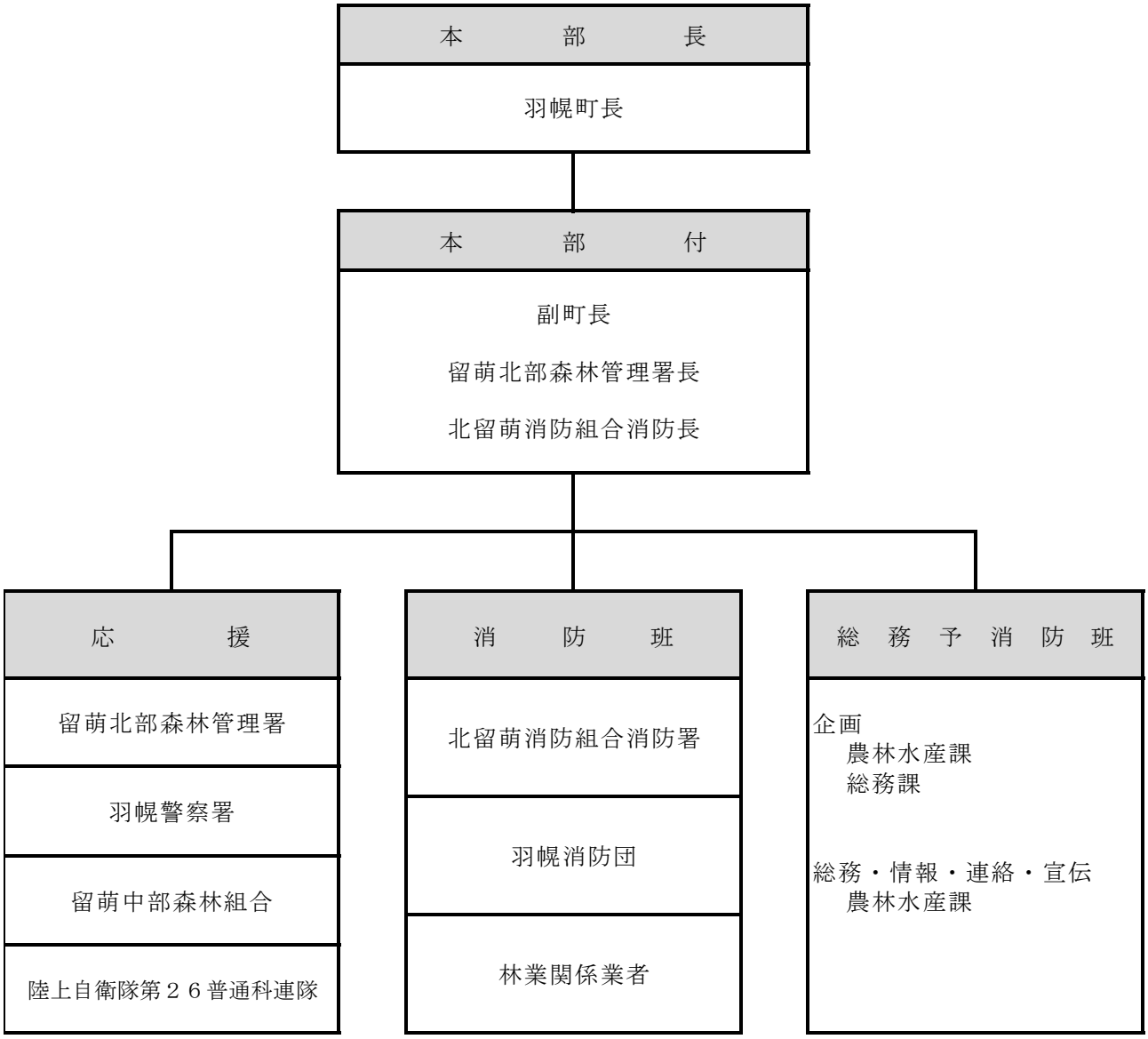
羽幌町、北海道、留萌北部森林管理署、羽幌警察署、北留萌消防組合消防署、羽幌消防団、留萌中部森林組合

(1)　協力機関

王子緑化株式会社、株式会社新宮商行、三井物産フォレスト株式会社、忠津木材株式会社、有限会社山本重機、安部産業有限会社、各地区代表者

羽幌町山火事予消防組織図

羽幌町林野火災予消防組織図



〔 災害履歴・震度階級等 〕

○ 資料３－１　災害記録

１　火災

年月日	被害状況
昭和元年（1926 年） 12 月	北大通大火（17 棟焼失）
昭和 24 年（1949 年） 9 月 22 日	南 3 条 1 丁目大火（羽幌劇場付近）（17 棟全焼・21 世帯）
昭和 27 年（1952 年） 12 月 3 日	南大通大火（20 棟全焼・34 世帯）

２　水害

年月日	被害状況
昭和 30 年（1955 年） 7 月 3～4 日 7 月 11～13 日	（全河川氾濫） 住家被害　半壊 1・流失 4・床上浸水 196・床下浸水 236 非住家被害　63 農業被害　田畑 6,929 反・灌漑溝 2・堰堤 3・かけ桶 1 土木被害　道路 5・橋梁 4、死者 1、
昭和 48 年（1973 年） 8 月 18～19 日	住家被害　一部破損 1・床上浸水 4・床下浸水 57 農業被害　田・畑 132.59ha（農業施設等） 土木被害　橋梁 2・公園池溢水（鉄道路盤材流失 10m）、
昭和 50 年（1975 年） 9 月 5～8 日	住家被害　床上浸水 88・床下浸水 275 農業被害　冠水 21.1ha・浸水 78.3ha・施設 5 土木被害　道路 11・橋梁 8・河川 15
昭和 56 年（1981 年） 8 月 3～5 日	住家被害　床下浸水 8 農業被害　田・畑 347.7ha 土木被害　道路 11・橋梁 2・河川 1
昭和 63 年（1988 年） 8 月 25～26 日	住家被害　床下浸水 5
平成 6 年（1994 年） 8 月 14 日	農業被害　田・畑 14.3ha
平成 8 年（1996 年） 7 月 29～30 日	土木被害　がけ崩れ 5 衛生被害　水道 3 その他　1
平成 8 年（1996 年） 9 月 26 日	住家被害　床上浸水 1、床下浸水 1、
平成 11 年（1999 年） 7 月 28 日～8 月 2 日	住家被害　床上浸水 1、床下浸水 9、
平成 11 年（1999 年） 8 月 20 日	住家被害　床下浸水 2

３　台風・暴風

年月日	被害状況
昭和 29 年（1954 年） 9 月 26 日	（台風 15 号）
昭和 54 年（1979 年） 10 月 19～20 日	（台風 20 号） 住家被害　一部破損 30・その他 2 非住家被害　全壊 5・一部破損 21・その他 12
昭和 56 年（1981 年） 8 月 23 日	（台風 15 号） 住家被害　一部破損 20 非住家被害　全壊 1・半壊 18 農業被害　2ha その他　サッカー場法面破壊 102.6 ㎡・野球場フェンス倒壊 35.1 ㎡・ 野球場ボード倒壊 8.0 ㎡、町有林
昭和 61 年（1986 年） 12 月 26 日	（暴風波浪災害） 住家被害　一部破損 1・半壊 9
昭和 62 年（1987 年） 9 月 1 日	（台風 12 号） 水産被害　漁船破損 8
昭和 62 年（1987 年） 11 月 24 日	（暴風波浪災害） 住家被害　一部破損 1
昭和 63 年（1988 年） 2 月 2 日	（暴風雪災害） 住家被害　半壊 9・一部破損 9 非住家被害　全壊 3・半壊 2
昭和 63 年（1988 年） 9 月 1 日	（暴風波浪災害） 土木被害　漁港 1 水産被害　漁船 8
昭和 63 年（1988 年） 10 月 30 日	（強風災害） 住家被害　一部破損 3
昭和 63 年（1988 年） 11 月 24 日	（暴風波浪災害） 非住家被害　一部破損 1
平成 2 年（1990 年） 4 月 9 日	（暴風波浪災害） 農業被害　営農施設 84 水産被害　漁船 1、漁具 14
平成 2 年（1990 年） 8 月 23 日	（台風 14 号） 住家被害　床下浸水 1 その他　都市施設 1
平成 2 年（1990 年） 11 月 10～12 日	（強風災害） 住家被害　一部破損 6 非住家被害　半壊 7 農業被害　農業用施設 20 林業被害　林地 41 水産被害　共同利用施設 1 その他　施設 1 公立文教被害　小学校 10・中学校 9・高校 2 社会教育施設被害　1 その他　都市施設 6

年月日	被害状況
平成 4 年（1992 年） 11 月 8 日	（暴風波浪災害） 住家被害　一部破損 8 非住家被害半壊 9
平成 5 年（1993 年） 8 月 27～28 日	（台風 11 号） 土木被害　道路 1
平成 6 年（1994 年） 12 月 26 日	（暴風波浪災害） 住家被害　一部破損 1
平成 7 年（1995 年） 11 月 8 日	（暴風波浪災害） 住家被害　一部破損 8 非住家被害　半壊 9 土木被害　港湾 2 水産被害　漁船破損 2・共同利用施設 2 公立文教被害　小学校 3・中学校 1・高校 1 社会福祉施設　公立 1 その他　観光施設 1
平成 8 年（1996 年） 12 月 6 日	（暴風雪災害） 水産被害　共同利用施設 2
平成 10 年（1998 年） 10 月 20 日	（暴風災害） 水産被害　漁船破損 2
平成 16 年（2004 年） 9 月 8 日	（台風 18 号） 住家被害　半壊 4・一部破損 147・床上浸水 3 非住家被害　全壊 86・半壊 282 農業被害　（農作物）田 51.3ha・畑 94.2ha 営農施設 278・その他 6 水産被害　（漁船）沈没流出 8・破損 13・共同利用施設 1・ その他施設 77・漁具（網）124・その他 3 林業被害　林産物 31.62 衛生施設被害　水道 10 商工被害　商業 36・工業 8 公立文教被害　小学校 4・中学校 2・高校 1 社会福祉施設　公立 3 その他　街路樹・塀倒壊等 66・公共施設関係 44 補足　災害対策本部　設置（9 月 8 日 11：00）解散（10 月 13 日） 被害総額 626,516,000 円
平成 17 年（2005 年） 9 月 7 日	（台風 14 号） 土木被害　公園 1 補足　災害対策本部　設置（9 月 7 日 16：30）解散（9 月 8 日 14：00） 法面崩壊
平成 19 年（2007 年） 1 月 7 日	（低気圧） 住家被害　一部破損 1 非住家被害　全壊 1・半壊 4 公立文教施設被害　高校 1 補足　天然記念物　焼尻の自然林　倒木 40～50 本
平成 22 年（2010 年） 4 月 13～14 日	（低気圧） 農業被害　農業用施設 6

年月日	被害状況
平成 22 年（2010 年） 7 月 18～19 日	（大雨） 農業被害　（農地）田 4ha・畑 2ha・（農作物）田 2ha・畑 24ha・ 営農施設 11 土木被害　（町工事）河川 3・道路 12
平成 22 年（2010 年） 7 月 29 日	（大雨） 土木被害　（道工事）地すべり 1・急傾斜地 1・（町工事）道路 1・ 港湾 1・がけ崩れ 1
平成 22 年（2010 年） 8 月 14 日	（大雨） 土木被害　（道工事）道路 4（町工事）道路 7・漁港 1・がけ崩れ 2 補足　畑　法面一部流失
平成 23 年（2011 年） 9 月 16 日	（雨） 農業被害　（農作物）畑 2ha 補足　被害総額 564,000 円
平成 24 年（2012 年） 12 月 6 日	（低気圧） 住家被害　一部破損 1 農業被害　営農施設 3
平成 26 年（2014 年） 8 月 4～5 日	（大雨） 住家被害　床上浸水 1・床下浸水 2 農業被害　（農地）田 24.268ha・畑 10.097ha・ （農作物）田 44.611ha・畑 53.522ha・ 農業用施設 4・営農施設 13 土木被害　（町工事）河川 11・道路 1・橋梁 1 林業被害　（一般民有林）林道 3 補足　被害総額 174,655,000 円
平成 27 年（2015 年） 10 月 1～3 日	（低気圧） 住家被害　一部破損 10 非住家被害　半壊 1 農業被害　営農施設 15 土木被害　公園 4 水産被害　（漁船）沈没流出 1・その他施設 1 漁具（網）2 公立文教施設被害　小学校 3・高校 1 社会教育施設被害 3 補足　被害総額 6,5515,000 円
平成 27 年（2015 年） 10 月 8 日	（台風 23 号） 住家被害　一部破損 6 非住家被害　全壊 1 公立文教施設被害　小学校 2 その他　停電 660 補足　被害総額 20,000 円
平成 29 年（2017 年） 7 月 21 日	（大雨） 農業被害　（農地）畑 1.40ha・ （農作物）畑 1.40ha・ その他 1 土木被害　（町工事）河川 5・道路 1 補足　被害総額 1,169,000 円

年月日	被害状況
平成 29 年（2017 年） 9 月 18～19 日	（台風 18 号・大雨）
平成 29 年（2017 年） 11 月 11 日	（低気圧） 住家被害　一部破損 7 農業被害　農業用施設 10 公立文教施設被害　小学校 1・高校 3 社会教育施設被害 3 補足　被害総額 1,724,000 円
平成 30 年（2018 年） 9 月 5 日	（台風 21 号） 住家被害　一部破損 1

４　地震・津波（日本海側）

年月日	被害状況
昭和 15 年（1940 年） 8 月 2 日	（北海道西方沖の地震：規模 7.5） 天塩、羽幌、苫前を中心に被害、津波 死者 10 住家全壊 26、半壊 7
平成 16 年（2004 年） 12 月 14 日　14:56	（留萌支庁南部を震源とする地震） 震源地：留萌支庁南部 震源の深さ：約 20km 地震の規模：マグニチュード 5.8 羽幌町の最大震度：震度 5 弱 人的被害　軽傷 1 住家被害　一部破損 27 商工被害　商業 26・工業 3 社会福祉施設　公立 1 その他　公共施設関係 2 補足　災害対策本部　設置（12 月 14 日 15:10） 解散（12 月 15 日 17:30） 被害総額 10,605,000 円
平成 30 年（2018 年） 9 月 6 日　3:07	（北海道胆振東部地震） 震源地：胆振地方中東部 震源の深さ：約 37km 地震の規模：マグニチュード 6.7 羽幌町の最大震度：震度 3 天売島及び焼尻島を除く道内全域停電（ブラックアウト） 補足　災害対策本部　設置（9 月 6 日 13:30） 解散（9 月 7 日 9:00）

５　その他

年月日	被害状況
昭和 46 年（1971 年） 10 月 17 日	（竜巻災害） 家屋被害全壊 5・半壊 13・一部破損 22 非家屋被害全壊 10・半壊５・一部破損 7
昭和 55 年（1980 年） 4 月 19～25 日	（融雪害） 河川河岸決壊 4 延長 267m
昭和 56 年（1981 年） 4 月 21～29 日	（融雪害） 河川河岸決壊 4 延長 133.6m
昭和 55 年（1980 年） 10 月 22 日	（高潮） 汐見海岸線道路 400m
昭和 57 年（1982 年） 5 月 1～6 日	（融雪害） 河川河岸決壊 3 延長 152m
昭和 58 年（1983 年） 5 月中旬～10 月中旬	（冷害） 農作物被害水稲 1,003・麦類 21ha・豆類 83ha、
昭和 63 年（1988 年） 4 月 11～17 日	（融雪害） 河川河岸決壊 6 延長 305.0m
昭和 63 年（1988 年） 4 月 19 日	（融雪害） 農業水路決壊 4 延長 688.0m
平成 2 年（1990 年） 4 月 4 日	（融雪害） 河川河岸決壊 3 延長 125.0m 農業水路決壊 2 延長 380.0m・設備 1
平成 3 年（1991 年） 4 月 8～10 日	（融雪害） 農業水路決壊 9 延長 361.0m 河川河岸決壊 2 延長 63.0m 道路延長 10.0m
平成 4 年（1992 年） 4 月 13～18 日	（融雪害） 河川河岸決壊 9 延長 362.0m 農業水路決壊 3 延長 490.0m
平成 4 年（1992 年） 7 月 30～31 日	（融雪害） 農業被害　農地冠水 35 土木被害　がけ崩れ 3・道路 1
平成 6 年（1994 年） 4 月 11～17 日	（融雪害） 河川河床流出 1 延長 102.0m 農業水路決壊 9 延長 387.0m

○ 資料３－２　気象庁震度階級関連解説表

（平成 21 年３月　気象庁）

使用にあたっての留意事項

(1)　気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。

(2)　地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。

(3)　震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回当たりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。

(4)　この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。

(5)　この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。

(6)　この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いている。

用　　語	意　　味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあるが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別している。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	―	―
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	―	―
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	―
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1） 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。」

（注 3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

〔 災害危険区域等 〕

○ 資料４－１　重要水防箇所

平成 27 年 4 月 1 日現在

河川名	右・左岸	起点位置（ｋｍ）			終点位置（ｋｍ）			重要水防区域延長	重要度※	築堤有・無	備考
		地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
羽幌川	右岸	寿町	(町)羽幌五線橋から 0.35km 下流	3.15	寿町	(町)羽幌五線橋から 0.15km 下流	3.35	0.20	B	有	
築別川	左岸	築別	(国)築別橋から 0.80km 上流	1.00	築別	(国)築別橋から 1.30km 上流	1.50	0.50	B	有	樋門
築別川	左岸	上築	(町)みのり橋から 0.80km 下流	4.40	上築	(町)みのり橋から 0.40km 下流	4.80	0.40	B	有	
築別川	右岸	築別	(国)築別橋から 0.60km 上流	0.80	築別	(国)築別橋から 0.80km 上流	1.00	0.20	B	有	

（注）道指定：本町に国指定の重要水防箇所は該当なし

※　Ｂ：水防上重要な区間（計画高水位が現況堤防の計画余裕高外となる個所など）

○ 資料４－２　土砂災害（特別）警戒区域

１　土砂災害（特別）警戒区域

令和３年４月１日現在

区域番号	現象名	所在地	区域の名称	指定月日	警戒区域※1	特別警戒区域※2
I-52-0220	土石流	羽幌町大字焼尻字東浜	東浜沢川	平成26年6月27日	○	○
I-52-0210	土石流	羽幌町緑町	羽幌駅ウラの沢川	平成26年10月7日	○	－
Ⅱ-5-134-1715	急傾斜地の崩壊	羽幌町大字焼尻字東浜	羽幌東浜(1)	平成26年11月25日	○	○
I-5-107-2324	急傾斜地の崩壊	羽幌町大字焼尻字東浜	羽幌東浜(2)	平成26年11月25日	○	－
I-52-0340	土石流	羽幌町大字天売字和浦	和浦沢川	平成29年3月7日	○	－
Ⅱ-52-0320	土石流	羽幌町大字天売字相影	相影の沢川	平成29年3月7日	○	－
Ⅱ-52-0330	土石流	羽幌町大字天売字富磯､和浦	富磯沢川	平成29年3月7日	○	－
I-5-104-2321	急傾斜地の崩壊	羽幌町大字天売字前浜､和浦	羽幌前浜(1)	平成29年3月7日	○	○
I-5-105-2322	急傾斜地の崩壊	羽幌町大字天売字前浜	羽幌前浜(2)	平成29年3月7日	○	○
I-5-106-2323	急傾斜地の崩壊	羽幌町大字天売字弁天	羽幌天売	平成29年3月7日	○	○
I-5-108-2325	急傾斜地の崩壊	羽幌町大字焼尻字豊崎	羽幌豊崎１	平成30年3月16日	○	○
I-5-109-2326	急傾斜地の崩壊	羽幌町大字焼尻字豊崎	羽幌豊崎２	平成30年3月16日	○	○
Ⅱ-5-130-1711	急傾斜地の崩壊	羽幌町字朝日､字中央	羽幌朝日１	平成30年3月16日	○	○
Ⅱ-5-132-1713	急傾斜地の崩壊	羽幌町字朝日	羽幌朝日３	平成30年3月16日	○	○
Ⅱ-5-133-1714	急傾斜地の崩壊	羽幌町港町5丁目､6丁目､幸町	羽幌港町５丁目１	平成30年3月16日	○	○
Ⅲ-5-22-596	急傾斜地の崩壊	羽幌町幸町	羽幌幸町	平成30年3月16日	○	○
Ⅲ-5-23-597	急傾斜地の崩壊	羽幌町港町4丁目､5丁目	羽幌港町５丁目２	平成30年3月16日	○	○
I-52-0230	土石流	羽幌町大字焼尻字豊崎	新海沢川	平成30年3月16日	○	－
I-52-0240	土石流	羽幌町大字焼尻字豊崎	豊崎２号沢川	平成30年3月16日	○	○
Ⅱ-52-0270	土石流	羽幌町大字焼尻字西浦	西２号沢川	平成30年3月16日	○	－
Ⅱ-52-0290	土石流	羽幌町大字焼尻字西浦	西１号沢川	平成30年3月16日	○	－
Ⅱ-52-0170	土石流	羽幌町字曙	第一曙の沢川	平成30年11月30日	○	－
Ⅱ-52-0190	土石流	羽幌町字平	平の沢川	令和元年12月3日	○	－
5-44-310	地すべり	羽幌町字平､字朝日	平	令和2年12月8日	○	－
5-44-311	地すべり	羽幌町字上羽幌､字朝日	羽幌御料(1)	令和2年12月8日	○	－
5-44-312	地すべり	羽幌町字上羽幌	羽幌御料(2	令和2年12月8日	○	－
5-48-314	地すべり	羽幌町字上羽幌	上羽幌	令和2年12月8日	○	－

※１　土砂災害警戒区域：傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの。

※２　土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの。

２　土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等

区域の名称	区域番号	所在地	伝達方法	避難場所
羽幌東浜(1)	Ⅱ-5-134-1715	焼尻字東浜	・防災情報伝達システム（戸別受信機、スマホアプリ、登録制メール、屋外スピーカー） ・広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。） ・避難誘導者による現地広報 ・住民組織を通じた広報	焼尻総合研修センター
羽幌東浜(2)	I-5-107-2324			
東浜沢川	I-52-0220			
羽幌豊崎１	I-5-108-2325	焼尻字豊崎		
羽幌豊崎２	I-5-109-2326			
新海沢川	I-52-0230			
豊崎２号沢川	I-52-0240			
西２号沢川	Ⅱ-52-0270	焼尻字西浦		
西１号沢川	Ⅱ-52-0290			
羽幌駅ウラの沢川	I-52-0210	緑町	・防災情報伝達システム（戸別受信機、スマホアプリ、登録制メール） ・消防サイレン用スピーカー ・広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。） ・避難誘導者による現地広報 ・住民組織を通じた広報	羽幌町立中央公民館
羽幌朝日１	Ⅱ-5-130-1711	字朝日、字中央		
羽幌朝日３	Ⅱ-5-132-1713	朝日		
羽幌港町５丁目１	Ⅱ-5-133-1714	港町5丁目、6丁目、幸町		
羽幌幸町	Ⅲ-5-22-596	幸町		
羽幌港町５丁目２	Ⅲ-5-23-597	港町4丁目、5丁目		
第一曙の沢川	Ⅱ-52-0170	曙	・防災情報伝達システム（戸別受信機、スマホアプリ、登録制メール） ・広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。） ・避難誘導者による現地広報 ・住民組織を通じた広報	曙生活館
平の沢川	Ⅱ-52-0190	平	・防災情報伝達システム（戸別受信機、スマホアプリ、登録制メール） ・広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。） ・避難誘導者による現地広報 ・住民組織を通じた広報	平集会所
平	5-44-310	字平、字朝日		
羽幌御料(1)	5-45-311	字上羽幌、字朝日		
羽幌御料(2)	5-46-312	字上羽幌		
上羽幌	5-48-314			
和浦沢川	I-52-0340	天売字和浦	・防災情報伝達システム（戸別受信機、スマホアプリ、登録制メール、屋外スピーカー） ・広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。） ・避難誘導者による現地広報 ・住民組織を通じた広報	天売小中学校
相影の沢川	Ⅱ-52-0320	天売字相影		
富磯沢川	Ⅱ-52-0330	天売字富磯、和浦		
羽幌前浜(1)	I-5-104-2321	天売字前浜、和浦		
羽幌前浜(2)	I-5-105-2322	天売字前浜		
羽幌天売	I-5-106-2323	天売字弁天		

○ 資料４－３　土砂災害危険箇所

１　急傾斜地崩壊危険箇所

令和３年４月１日現在

番号	危険箇所番号	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	備考※
急 014	Ⅰ-5-104-2321	羽幌前浜（1）	○	○	天売※
急 015	Ⅰ-5-105-2322	羽幌前浜（2）	○	○	天売※
急 016	Ⅰ-5-106-2323	羽幌天売	○	○	天売
急 017	Ⅰ-5-107-2324	羽幌東浜（2）	○		焼尻※
急 018	Ⅰ-5-108-2325	羽幌豊崎 1	○	○	焼尻
急 019	Ⅰ-5-109-2326	羽幌豊崎 2	○	○	焼尻
急 060	Ⅱ-5-130-1711	羽幌朝日 1	○	○	
急 061	Ⅱ-5-131-1712	羽幌朝日 2			
急 062	Ⅱ-5-132-1713	羽幌朝日 3	○	○	
急 063	Ⅱ-5-133-1714	羽幌港町 5 丁目 1	○	○	
急 064	Ⅱ-5-134-1715	羽幌東浜（1）	○	○	焼尻
急 072	Ⅲ-5- 22- 596	羽幌幸町	○	○	
急 073	Ⅲ-5- 23- 597	羽幌港町 5 丁目 2	○	○	
羽幌町　計 13 箇所					

※：既対策箇所

２　土石流危険渓流

令和３年４月１日現在

番号	渓流番号	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	備考※
土 001	Ⅰ-52-0210	緑町の沢川 （羽幌駅ｳﾗの沢川）	○		
土 002	Ⅰ-52-0220	東浜沢川	○	○	焼尻
土 003	Ⅰ-52-0230	新海沢川	○		焼尻
土 004	Ⅰ-52-0240	豊崎 2 号沢川	○	○	焼尻
土 005	Ⅰ-52-0250	豊崎 1 号沢川			焼尻
土 006	Ⅰ-52-0260	西 4 号沢川			焼尻
土 007	Ⅰ-52-0340	和浦沢川	○		天売
土 033	Ⅱ-52-0170	第一曙の沢川	○		
土 034	Ⅱ-52-0180	築別の沢川			
土 035	Ⅱ-52-0190	平の沢川	○		
土 036	Ⅱ-52-0200	寿町の沢川			
土 037	Ⅱ-52-0270	西 2 号沢川	○		焼尻
土 038	Ⅱ-52-0290	西 1 号沢川	○		焼尻
土 039	Ⅱ-52-0300	西浦 2 号沢川			焼尻
土 040	Ⅱ-52-0310	三吉神社の沢川			天売
土 041	Ⅱ-52-0320	相影の沢川	○		天売
土 042	Ⅱ-52-0330	富磯沢川	○		天売
土 055	準-52- 004	ゴルフ場の沢川			
土 056	準-52- 005	出雲川			
羽幌町　計 19 渓流					

３　地すべり危険箇所

令和３年４月１日現在

番号	渓流番号	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	備考※
地 003	5-44-310	平	○		
地 004	5-45-311	羽幌御料（1）	○		
地 005	5-46-312	羽幌御料（2）	○		
地 006	5-48-314	上羽幌	○		
羽幌町　計４箇所					

○ 資料４－４　山地災害危険地区

１　山腹崩壊危険地区

令和３年４月１日現在

番号	字名	危険地区名	備考
1	字朝日	羽幌町-山-484-484-0001	
2	大字焼尻字西浦	羽幌町-山-484-484-0002	
3	字朝日	羽幌町-山-484-484-0003	
4	大字焼尻字豊崎	羽幌町-山-484-484-0004	
5	字上築	羽幌町-山-484-484-0005	
6	字上築	羽幌町-山-484-484-0006	
7	大字天売字弁天	羽幌町-山-484-484-0007	
8	大字天売字弁天	羽幌町-山-484-484-0008	
9	大字焼尻字西浦	羽幌町-山-484-484-0009	

２　崩壊土砂流出危険地区

令和３年４月１日現在

番号	字名	危険地区名	備考
1	字上築	羽幌町-崩-484-484-0001	
2	字上築	羽幌町-崩-484-484-0002	
3	字上築	羽幌町-崩-484-484-0003	
4	字曙	羽幌町-崩-484-484-0004	
5	字上築	羽幌町-崩-484-484-0005	
6	字上築	羽幌町-崩-484-484-0006	
7	字上築	羽幌町-崩-484-484-0007	
8	字上築	羽幌町-崩-484-484-0008	
9	字上築	羽幌町-崩-484-484-0009	
10	字朝日	羽幌町-崩-484-484-0010	
11	字朝日	羽幌町-崩-484-484-0011	
12	字朝日	羽幌町-崩-484-484-0012	
13	字朝日	羽幌町-崩-484-484-0013	
14	字朝日	羽幌町-崩-484-484-0014	
15	字朝日	羽幌町-崩-484-484-0015	
16	字朝日	羽幌町-崩-484-484-0016	
17	字朝日	羽幌町-崩-484-484-0017	
18	字朝日	羽幌町-崩-484-484-0018	
19	字朝日	羽幌町-崩-484-484-0019	
20	字朝日	羽幌町-崩-484-484-0020	
21	大字焼尻字西浦	羽幌町-崩-484-484-0021	
22	大字焼尻字西浦	羽幌町-崩-484-484-0022	
23	大字焼尻字西浦	羽幌町-崩-484-484-0023	
24	大字焼尻字西浦	羽幌町-崩-484-484-0024	
25	大字焼尻字豊崎	羽幌町-崩-484-484-0025	
26	大字焼尻字白浜	羽幌町-崩-484-484-0026	
27	大字焼尻字白浜	羽幌町-崩-484-484-0027	
28	字中央	羽幌町-崩-484-484-0028	
29	大字焼尻字白浜	羽幌町-崩-484-484-0029	
30	字平	羽幌町-崩-484-484-0030	
31	字平	羽幌町-崩-484-484-0031	
32	大字天売字弁天	羽幌町-崩-484-484-0032	
33	大字天売字和浦	羽幌町-崩-484-484-0033	
34	大字天売字和浦	羽幌町-崩-484-484-0034	
35	大字天売字和浦	羽幌町-崩-484-484-0035	
36	大字天売字富磯	羽幌町-崩-484-484-0036	
37	大字天売字相影	羽幌町-崩-484-484-0037	
38	字朝日	羽幌町-崩-484-484-0038	
39	字朝日	羽幌町-崩-484-484-0039	
40	字朝日	羽幌町-崩-484-484-0040	
41	字朝日	羽幌町-崩-484-484-0041	
42	字平	羽幌町-崩-484-484-0042	
43	字朝日	羽幌町-崩-484-484-0043	

番号	字名	危険地区名	備考
44	字朝日	羽幌町-崩-484-484-0044	
45	大字焼尻	羽幌町-崩-484-484-0045	
46	大字焼尻	羽幌町-崩-484-484-0046	
47	大字焼尻	羽幌町-崩-484-484-0047	
48	大字天売	羽幌町-崩-484-484-0048	
49	大字天売	羽幌町-崩-484-484-0049	

○ 資料４－５　高波・高潮・津波等危険区域

平成 27 年 4 月 1 日現在

番号	危険区域の現況					予想される被害				法令等における指定状況			
	海岸名	海岸線危険区域延長（m）	指定済延長（m）	海岸保全施設のある区域延長（m）	災害の要因	住家（戸）	公共施設（棟）	道路	その他	指定機関	法令名	指　定年月日	指定番号
1	羽幌	2,000	1,380	1,102	高波津波	600	漁協 1 ﾋﾞｰﾁﾊｳｽ 1 両島運輸		水産施設 2	北海道	海岸法	S54.10.20	3,451
2	汐見	3,570	3,570	3,465	高波津波	12				北海道	海岸法	S36.5.30	1,228
3	築別	3,710	3,150	1,505	高波津波	44				北海道	海岸法	S36.5.30	1,228
4	栄町	2,665	2,330	294	高波津波	382				北海道	海岸法	S36.5.30	1,228
5	北町	540	540	0	高波津波	10				北海道	海岸法	S36.5.30	1,228
6	天売弁天	1,810	1,030	177	高波津波	35				北海道	海岸法	S45.11.19	2,822
7	天売前浜	520	520	406	高波津波	60				北海道	海岸法	S36.5.30	1,228
8	焼尻豊崎	1,360	1,260		高波津波	43				北海道	海岸法	S45.11.19	2,822
9	焼尻東浜	2,070	1,400		高波津波	45				北海道	海岸法	S45.11.19	2,822
10	焼尻白浜	4,130	4,130		高波津波	19				北海道	海岸法	S36.5.30	1,228
11	焼尻西浦	2,690	2,455	61	高波津波	61				北海道	海岸法	S46.2.8	302
12	天売富磯	460	460	633	高波津波	60				北海道	海岸法	S36.5.30	1,228

○ 資料４－６　なだれ危険箇所

平成 27 年 4 月 1 日現在

番号	箇所番号	箇所名	備考
1	Ⅰ-921	羽幌東浜	焼尻
2	Ⅰ-922	羽幌港	天売
3	Ⅰ-923	羽幌前浜	天売
4	Ⅰ-2434	羽幌豊崎 1	焼尻

○ 資料４－７　危険物所在一覧

１　施設数

令和３年１月１日現在

貯蔵・取扱の種類	施設数	備考
屋内貯蔵所	5	
屋外タンク貯蔵所	9	
屋内タンク貯蔵所	2	
地下タンク貯蔵所	17	
簡易タンク貯蔵所		
屋外貯蔵所		
移動タンク貯蔵所	20	
給油取扱所	10	
一般取扱所	7	
合　　計	70	

２　給油取扱所

令和３年２月１日現在

事業所名	所在地	類別	品名	数量（ℓ）
澤井石油商事(株)羽幌営業所	羽幌町南大通４丁目 16	第４類	ガソリン 軽油 灯油 第３石油類 計	58,000 30,000 20,000 2,300 110,300
朝日石油株式会社	羽幌町南６条４丁目１	第４類	ガソリン 軽油 灯油 第３石油類 潤滑油 計	13,000 17,000 20,000 2,000 2,000 54,000
伊藤忠エネクス HL(株)	羽幌町北大通３丁目 1-1	第４類	ガソリン 軽油 計	20,000 30,000 50,000
(株)北一組（自家給油）	羽幌町栄町 104-1	第４類	ガソリン 軽油 灯油 潤滑油 計	10,000 30,000 10,000 2,000 52,000
るもい農業協同組合	羽幌町栄町 113-1　112-3 の内	第４類	ガソリン 軽油 計	48,000 20,000 68,000
北るもい漁業協同組合焼尻支所 （自家給油所）	羽幌町大字焼尻字東浜	第４類	ガソリン 軽油 計	600 600 1,200
北るもい漁業協同組合天売支所 （自家給油所）	羽幌町大字天売字弁天 95	第４類	ガソリン 軽油 計	600 600 1,200
北るもい漁業協同組合焼尻支所 （船舶給油取扱所）	羽幌町大字焼尻字東浜 233 番地の１	第４類	重油 重油 計	50,000 100,000 150,000
北るもい漁業協同組合天売支所 （船舶給油取扱所）	羽幌町大字天売字港町荷捌地	第４類	重油	102,000
羽幌沿海フェリー株式会社 （船舶給油取扱所）	羽幌町港町１丁目 51 番地	第４類	A 重油 軽油 計	33,000 8,000 41,000

３　一般取扱所

令和３年１月１日現在

事業所名	所在地	類別	品名	数量（ℓ）
伊藤忠エネクス HL(株)	羽幌町北２条３丁目９	第４類	灯油 軽油 重油 計	30,000 10,000 6,000 46,0000
澤井石油商事(株)羽幌営業所	羽幌町栄町 221-4	第４類	灯油 軽油 計	24,000 15,000 39,000
北るもい漁業協同組合焼尻支所	羽幌町大字焼尻字東浜 232 番地	第４類	重油	3,000
羽幌機材工業(有) (ボイラー消費)	羽幌町北２条３丁目６	第４類	A 重油	3,288
北海道電力ﾈｯﾄﾜｰｸ(株)焼尻発電所 （ボイラー消費）	羽幌町大字焼尻字豊崎 80 番地３	第４類	重油	4,500
JOCO 留萌 羽幌石油広域流通施設	羽幌町寿町 260 番地４	第４類	灯油 軽油 計	30,000 20,000 50,000
北るもい漁業協同組合	羽幌町港町２丁目 25-2	第４類	重油	20,000

４　地下タンク貯蔵所

令和３年２月１日現在

事業所名	所在地	類別	品名	数量（ℓ）
羽幌機材工業(有)	羽幌町北２条３丁目６番地	第４類	重油	10,000
北留萌消防組合	羽幌町南５条４丁目６番地	第４類	重油	7,000
羽幌町町外２町村衛生施設組合 （し尿処理施設）	羽幌町北町 119 番地３	第４類	重油 メタノール 計	12,000 12,000 24,000
北海道立羽幌高等学校	羽幌町南町８番地の１	第４類	重油	15,000
株式会社ホッコン羽幌工場	羽幌町北町６番地の２	第４類	重油	9,800
留萌開発建設部留萌港湾事務所 羽幌港分駐所	羽幌町港町４丁目 17 番地	第４類	灯油	3,000
澤井石油商事(株)羽幌営業所	羽幌町栄町 221 番地４	第４類	灯油	19,800
澤井石油商事(株)羽幌営業所	羽幌町栄町 221 番地４	第４類	軽油	14,700
加藤病院	羽幌町南６条５丁目 15 番地１	第４類	灯油	5,000
沿岸バス株式会社	羽幌町南７条４丁目 22 番地１	第４類	灯油	1,890
羽幌町立羽幌小学校	羽幌町南５条５丁目１番地	第４類	灯油	8,000
市街地区学校給食センター	羽幌町南５条５丁目１番地	第４類	重油	3,000
サンセットプラザはぼろ	羽幌町北３条１丁目 29 番地	第４類	重油	12,000
栽培漁業センター	羽幌町栄町 43 番地２	第４類	重油	30,000
伊藤忠エネクス HL(株)	羽幌町北２条３丁目９番地	第４類	灯油 軽油 重油 計	98,000 19,000 29,000 146,000
るもい農業協同組合 （穀物乾燥調整貯留施設）	羽幌町字高台 304 番地５	第４類	灯油	5,000
羽幌町すこやか健康センター	羽幌町南６条３丁目 13～15 番地	第４類	灯油	1,900
羽幌警察署	羽幌町南４条４丁目 13 番地 11-2	第４類	重油	5,000
羽幌町総合体育館	羽幌町字朝日 1812 番地	第４類	重油	6,000
羽幌町２町村衛生施設組合 （きらりサイクル工房）	羽幌町字築別 815 番地	第４類	灯油	10,000
JAOC 留萌　羽幌石油広域流通施設	羽幌町寿町 260 番地４	第４類	灯油 軽油 計	98,000 98,000 196,000
北海道立羽幌病院	羽幌町栄町 110 番地	第４類	重油	15,000

５　移動タンク貯蔵所

令和３年１月１日現在

事業所名	設置場所	類別	品名	数量（ℓ）
梅原燃料店	羽幌町大字焼尻字豊崎 182-1	第４類	灯油・軽油	3,000
朝日石油(株)	羽幌町南６条４丁目２	第４類	灯油・軽油	4,000
真田運輸(株)	羽幌町寿町 260-4	第４類	灯油・軽油	3,800
(株)焼尻小型	羽幌町大字焼尻字東浜 282	第４類	灯油	4,200
ほくさんプロパン商会	羽幌町南３条３丁目３	第４類	灯油	2,000
(有)森燃料店	羽幌町南大通１丁目 34	第４類	灯油	3,000
伊藤忠エネクス HL(株)	羽幌町北２条３丁目 9-2	第４類	灯油・軽油	3,400
(株)駒井商店	羽幌町寿町 255-8	第４類	灯油	3,000
伊藤忠エネクス HL(株)	羽幌町北２条３丁目 9-2	第４類	灯油・軽油・重油	4,000
伊藤忠エネクス HL(株)	羽幌町北２条３丁目 9-2	第４類	灯油・軽油	3,750
澤井石油商事(株)	羽幌町南大通４丁目 15	第４類	灯油・軽油	4,100
北るもい漁業協同組合焼尻支所	羽幌町大字焼尻字東浜 232	第４類	灯油・軽油重油	4,000
真田運輸(株)	羽幌町寿町 260-4	第４類	灯油・軽油	6,000
真田運輸(株)	羽幌町寿町 260-4	第４類	灯油・軽油	4,000
澤井石油商事(株)	羽幌町南大通４丁目 15	第４類	灯油・軽油・重油	8,000
北るもい漁業協同組合天売支所	羽幌町大字天売字和浦 82	第４類	灯油・軽油	4,000
澤井石油商事(株)	羽幌町南大通４丁目 15	第４類	灯油・軽油・重油	3,750
北海道エナジティック株式会社羽幌出張所	羽幌町南町 62-2	第４類	灯油・軽油	3,000
真田運輸(株)	羽幌町寿町 260-4	第４類	灯油・軽油重油	4,000
澤井石油商事(株)	羽幌町南大通４丁目 15	第４類	灯油・軽油	3,000

６　屋外タンク貯蔵所

令和３年１月１日現在

事業所名	所在地	類別	品名	数量（ℓ）
北るもい漁業組合焼尻支所	羽幌町大字焼尻字東浜 233-1	第４類	重油	50,000
北るもい漁業組合焼尻支所	羽幌町大字焼尻字東浜 233-2	第４類	重油	100,000
北海道電力ネットワーク(株)焼尻発電所	羽幌町大字焼尻字豊崎 80-3	第４類	重油	50,000
北海道電力ネットワーク(株)焼尻発電所	羽幌町大字焼尻字豊崎 80-3	第４類	重油	50,000
北るもい漁業組合天売支所	羽幌町大字天売字港町荷捌地	第４類	重油	100,000
澤井石油商事(株)羽幌営業所	羽幌町栄町 221-4	第４類	軽油	30,000
農業構造改善事業籾乾燥施設	羽幌町字中央 292-1	第４類	灯油	2,100
澤井石油商事(株)羽幌営業所	羽幌町栄町 221-4	第４類	灯油	38,500
北るもい漁業協同組合	羽幌町港町２丁目 25-2	第４類	重油	200,000

７　屋内タンク貯蔵所

令和３年１月１日現在

事業所名	所在地	類別	品名	数量（ℓ）
羽幌町役場	羽幌町南町１番地１	第４類	重油	10,000
羽幌町立羽幌中学校	羽幌町北５条３丁目	第４類	灯油	8,000

８　屋内貯蔵所

令和３年１月１日現在

事業所名	所在地	類別	品名	数量（ℓ）
澤井石油商事株式会社羽幌営業所	羽幌町南大通４丁目	第４類	ガソリン 潤滑油 計	180 8,000 8,180
北るもい漁業協同組合天売支所	羽幌町大字天売字前浜地先	第４類	ガソリン 軽油 灯油 計	1,400 1,000 1,600 4,000
北海道電力ネットワーク(株)焼尻発電所	羽幌町大字焼尻字豊崎 80 番地３	第４類	潤滑油	6,000
天売小型運輸(有)	羽幌町大字天売字和浦 82	第４類	ガソリン 灯油・軽油 計	600 1,400 2,000
北るもい漁業協同組合焼尻支所	羽幌町大字焼尻字東浜	第４類	ガソリン 軽油 計	900 400 1,300

〔 物資・資機材・施設 〕

○ 資料５－１　防災資機材・救援備蓄物資保有状況

令和３年３月１日現在

区分	商品名	役場倉庫	裏車庫	総務課	建設課	公民館	健康セ	羽幌小	羽幌中	天売支所	焼尻支所	合計	備考
電化製品消耗品	懐中電灯	9		8						2	2	21	
	サーチライト	3		6								9	ヘルメット装着用
	サーチライト			2								2	手持ち用
	ポータブルラジオ			1						1	1	3	
	携帯ラジオ			4								4	他　避難所37施設に配備（乾電池２個付）
	電池　エネループ			24						28	28	80	単1形
	充電器　エネループ			2						2	2	6	単1形用
	電池　エネループ									9	9	18	単3形　4本入
	充電器　エネループ									2	2	4	単3形用
	電気ポット									2	2	4	
医薬品	災害多人数用救急箱	1								1	1	3	
生活・衛生用品	バック毛布	461		2	27	110		690		30	65	1,385	
	オールウェザーブランケット									30	30	60	
	寝袋	30										30	
	抗菌飲料水袋（16L）		50									50	
	哺乳瓶	24										24	
	生理用品					1,080						1,080	
	トイレットペーパー					480						480	
	タオル					400						400	
	ハンドソープ		3							10	10	23	
	ペーパータオル		100							50	50	200	
	マスク（成人用）		5,850			31,000		62,000				98,850	
	マスク（小児用）		1,380					6,000				7,380	
	アルミマット		365			67						432	
	ポータブルテント	8	2									10	
	マルチタープ	14										14	
感染症対策用品	簡易組立式トイレ	14	14									28	
	間仕切りユニット		3									3	（6畳間×6室）
	業務用送風機												
	簡易型屋内テント												
	ワンタッチ式テント												
	ポータブルテント（トイレ用）		6							2	2	10	ロゴス どこでもターププラス220L
	非接触式電子体温計			12						2	2	16	
	感染防護服（ゴーグル等セット）		40							30	30	100	
	感染防護服（ゴーグル等セット）		30							20	20	70	30消防署保管
	段ボールベッド		21			20		40		12	12	105	暖段はこベッド
	段ボールパーティション		20			20		40		10	10	100	
	プレッシャー式噴霧器（7ℓ）			4						2	2	8	総務課分は2階通路保管
	ポータブルトイレ		8							1	1	10	
	自動ラップ式トイレ			1						1	1	3	ラクアーム,バッテリー含め1セット
	自動ラップ式トイレ専用消耗品			4						1	1	6	1ｾｯﾄ50回分

一般・土木類消耗品	標識ロープ（トラロープ）	3								1	1	5	
	カナテコ	1			4							5	
	トビ				2							2	
	ツルハシ	23			2					3	2	30	
	一輪車	5								1	1	7	
	掛矢				7							7	
	丸掛矢	4								1		5	
	大ハンマー	1			1							2	
	金ハンマー	2										2	
	番線カッター	2										2	
	ＦＫ工具セット									1	1	2	
	土嚢袋	2,500			300					700	800	4,300	
	ヘルメット	30										30	町章9、日赤章12、他4
	草刈カマ	22			20							42	
	ペンチ	6										6	
	ノコギリ	7			4							11	
	ニッパー	4										4	
	シノー	7										7	
	マサカリ	10										10	
	ビニールシート(3.6m*5.4m)	90				8						98	
	角スコップ（大）	17			5					2	2	26	
	角スコップ（中）	15								2		17	
	剣先スコップ	16			12					2	4	34	
	ガソリン携行缶		3									3	
	コンテナボックス			4								4	
一般備品	油圧式ジャッキ	1								1	1	3	
	超小型遠距離　送水ポンプ				1							1	
	コードリール	2	14				1			2	2	21	
	発電機（ガソリン）	2	7	1		2	1			2	2	17	天売は小中学校、焼尻は研修ｾﾝﾀｰ及び高齢者支援ｾﾝﾀｰ
	発電機（ＬＰガス）		7									7	H29.6羽幌ライオンズクラブより2台寄贈
	作業投光器（ﾊﾟﾗｽﾄﾚｽ水銀灯）	10										10	
	作業投光器（ﾘﾌﾚｸﾀｰﾗﾝﾌﾟ）		38									38	
	バルーン投光機	3								1	1	5	
	防滴型メガホン			8						2	2	12	
	カセットコンロ	7										7	日商プロパンより寄贈
	カセットコンロ用ボンベ	36										36	日商プロパンより寄贈
	対流型ストーブ（灯油）		54					5	8	5	5	77	
	赤外線ストーブ（ガス）		7					5	7			19	
	赤外線ストーブ（ガス）付属品		9									9	調整器・コック(１口)・ホース(2m)　各9個
	電気ストーブ			4								4	2階通路保管
	ジェットヒーター		1									1	
	ジェットヒーター		2							1	1	4	ｵﾘｵﾝ ｴｺｻｲﾚﾝｽ
	土のう製作器		3									3	
	掃除機			1								1	業務用掃除機　※庁舎清掃用として使用している
無線	携帯用無線機			9								9	
ﾍﾞｽﾄ	メッシュベスト（職員用）			200								200	H25.4.1以降に職員へ配付（残は2階通路保管）
	メッシュベスト（ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ用）			200								200	2階通路保管
道より貸与	発電機		1									1	HONDA(EU24i)　№1のｼｰﾙ
	ユニバーサルトイレ	±										1	車いす対応型の災害用仮設トイレ　H23.3宮城県へ支援物資として提供
	プライベートルーム	1										1	ワンタッチで設営・撤収可能の室内テント
	簡易ベッド		9	1								10	ワンタッチで設営・撤収可能な折り畳み式
	段ボールベッド		2							2	2	6	寄贈　暖段はこベッド
日赤寄贈	移動かまど（ﾀﾞｲｲ EG800）									1		1	福祉課所管物品（天売支所管理）

商品名		購入日	賞味期限	購入数	役場倉庫	裏車庫	総務課	公民館	羽小	羽中	天売支所	焼尻支所	合計	備考
アルファ米（わかめご飯/100g）	尾西食品㈱		2021.12				1						**1**	
アルファ米（ﾄﾞﾗｲｶﾚｰ/100g）	尾西食品㈱		2021.12				1						**1**	
アルファ米（白飯/100g）	尾西食品㈱	H28.11.18	2022.4	400						400			**400**	8箱
アルファ米（赤飯/100g）	尾西食品㈱	H28.11.18	2022.4	350						350			**350**	7箱
アルファ米（白飯/100g）	尾西食品㈱	H29.3.28	2022.9	300						300			**300**	6箱
アルファ米（赤飯/100g）	尾西食品㈱	H29.3.28	2022.9	250						250			**250**	5箱
アルファ米（赤飯/100g）	尾西食品㈱	H29.8.7	2022.12	100					100				**100**	2箱
アルファ米（わかめご飯/100g）	尾西食品㈱	H29.8.7	2022.12	100					100				**100**	2箱
アルファ米（赤飯/100g）	尾西食品㈱	H30.2.21	2023.6	100					100				**100**	2箱
アルファ米（わかめご飯/100g）	尾西食品㈱	H30.2.21	2023.6	100					100				**100**	2箱
アルファ米（白飯/100g）	尾西食品㈱	H30.8.27	2024.1	150					100			50	**150**	3箱
アルファ米（わかめご飯/100g）	尾西食品㈱	H30.8.27	2024.1	150					100			50	**150**	3箱
アルファ米（白飯/100g）	尾西食品㈱	H31.2.26	2024.6	150					100		50		**150**	3箱
アルファ米（わかめご飯/100g）	尾西食品㈱	H31.2.26	2024.6	150					150				**150**	3箱
アルファ米（五目/100g）	希望食品㈱	R1.9.3	2024.8	100				100					**100**	2箱
アルファ米（わかめご飯/100g）	希望食品㈱	R1.9.3	2024.8	100							100		**100**	2箱
アルファ米（五目/100g）	希望食品㈱	R2.2.14	2025.1	100							50	50	**100**	2箱
アルファ米（わかめご飯/100g）	希望食品㈱	R2.2.14	2025.1	100					100				**100**	2箱
アルファ米（五目/100g）	尾西食品㈱	R2.9.14	2026.2	150				150					**150**	3箱
アルファ米（ﾄﾞﾗｲｶﾚｰ/100g）	尾西食品㈱	R2.9.14	2026.2	150				150					**150**	3箱
アルファ米（五目/100g）	尾西食品㈱	R3.2.18	2026.6	150					150				**150**	3箱
アルファ米（ﾄﾞﾗｲｶﾚｰ/100g）	尾西食品㈱	R3.2.18	2026.7	150					150				**150**	3箱
計				**3,300**	0	0	2	400	1250	1300	200	150	**3,302**	食
ラーメン（しょうゆ）	ｱﾙﾌｧﾌｰｽﾞ㈱	R1.9.3	2025.2	150				100				50	**150**	2箱
うどん（わかめ）	ｱﾙﾌｧﾌｰｽﾞ㈱	R1.9.3	2025.2	150				100				50	**150**	2箱
ラーメン（しょうゆ）	ｱﾙﾌｧﾌｰｽﾞ㈱	R2.2.14	2025.6	150					100		50		**150**	2箱
うどん（わかめ）	ｱﾙﾌｧﾌｰｽﾞ㈱	R2.2.14	2025.6	150					100		50		**150**	2箱
ラーメン（しょうゆ）	ｱﾙﾌｧﾌｰｽﾞ㈱	R2.9.14	2026.2	100				100					**100**	2箱
フォー（米めん）	ｱﾙﾌｧﾌｰｽﾞ㈱	R2.9.14	2026.2	100				100					**100**	2箱
ラーメン（しょうゆ）	ｱﾙﾌｧﾌｰｽﾞ㈱	R3.2.18	2026.6	100					100				**100**	2箱
フォー（米めん）	ｱﾙﾌｧﾌｰｽﾞ㈱	R3.2.18	2026.5	100					100				**100**	2箱
計				**1,000**	**0**	**0**	**0**	**400**	**400**	**0**	**100**	**100**	**1,000**	**食**
缶入ﾊﾟﾝ（ｺｺｱ味/100g）	ｱﾝｼﾝｸ㈱	H27.7.17	2021.1	500							12		**12**	
缶入ﾊﾟﾝ（ｺｰﾋｰﾅｯﾂ味/100g）	ｱﾝｼﾝｸ㈱	H28.8.18	2021.11	120						120			**120**	5箱
缶入ﾊﾟﾝ（ﾁｮｺﾁｯﾌﾟ味/100g）	ｱﾝｼﾝｸ㈱	H29.3.28	2022.3	120						120			**120**	5箱
缶入ﾊﾟﾝ（ﾚｰｽﾞﾝ味/100g）	ｱﾝｼﾝｸ㈱	H29.3.28	2022.3	96						96			**96**	4箱
缶入ﾊﾟﾝ（ｺｰﾋｰﾅｯﾂ味/100g）	ｱﾝｼﾝｸ㈱	H29.3.28	2022.3	96						96			**96**	4箱
缶入ﾊﾟﾝ（ｺｺｱ味/100g）	ｱﾝｼﾝｸ㈱	H29.8.7	2023.1.6	48					48				**48**	2箱
缶入ﾊﾟﾝ（ｺｺｱ味/100g）	ｱﾝｼﾝｸ㈱	H29.8.7	2022.12.29	4					4				**4**	
缶入ﾊﾟﾝ（ｺｺｱ味/100g）	ｱﾝｼﾝｸ㈱	H30.2.21	2023.7	48					48				**48**	2箱
缶入ﾊﾟﾝ（ﾌﾟﾁｳﾞｪｰﾙ味/100g）	ｱﾝｼﾝｸ㈱	H29.8.7	2023.1	48					48				**48**	2箱
缶入ﾊﾟﾝ（ﾌﾟﾁｳﾞｪｰﾙ味/100g）	ｱﾝｼﾝｸ㈱	H29.8.7	2022.12.8	4					4				**4**	
缶入ﾊﾟﾝ（ﾌﾟﾁｳﾞｪｰﾙ味/100g）	ｱﾝｼﾝｸ㈱	H30.2.21	2023.7	48					48				**48**	2箱
缶入ﾊﾟﾝ（ﾎﾜｲﾄﾁｮｺ&ｽﾄﾛﾍﾞﾘｰ味/100g）	ｱﾝｼﾝｸ㈱	H30.8.27	2024.1	144					144				**144**	6箱
缶入ﾊﾟﾝ（ﾎﾜｲﾄﾁｮｺ&ｽﾄﾛﾍﾞﾘｰ味/100g）	ｱﾝｼﾝｸ㈱	H31.2.26	2024.6	156					156				**156**	6箱ﾊﾞﾗ12個
缶入ﾊﾟﾝ（ﾁｮｺﾁｯﾌﾟ味/100g）	ｱﾝｼﾝｸ㈱	R1.9.3	2025.2	168							96	72	**168**	
缶入ﾊﾟﾝ（ﾁｮｺﾁｯﾌﾟ味/100g）	ｱﾝｼﾝｸ㈱	R2.2.14	2025.6	132					132				**132**	
缶入ﾊﾟﾝ（ﾎﾜｲﾄﾁｮｺ&ｽﾄﾛﾍﾞﾘｰ味/100g）	ｱﾝｼﾝｸ㈱	R2.9.14	2026.1	120				120					**120**	5箱
缶入ﾊﾟﾝ（ﾎﾜｲﾄﾁｮｺ&ｽﾄﾛﾍﾞﾘｰ味/100g）	ｱﾝｼﾝｸ㈱	R3.2.18	2026.6	120					120				**120**	5箱
計				**1,972**	**0**	**0**	**0**	**120**	**752**	**432**	**108**	**72**	**1,484**	**缶**

水（ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ/1ﾘｯﾄﾙ）	ｴｺｱｸｱ合同会社	H28.11.18	2021.11	1,200						1200			**1,200**	100箱
水（ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ/1ﾘｯﾄﾙ）	ｴｺｱｸｱ合同会社	H29.3.28	2022.4	804						804			**804**	67箱
水（ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ/1ﾘｯﾄﾙ）	富士ｻﾝｽｲ㈱	H29.8.7	2022.7.18	300					300				**300**	25箱
水（ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ/1ﾘｯﾄﾙ）	富士ｻﾝｽｲ㈱	H30.2.21	2023.7.1	300					300				**300**	25箱
水（ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ/1ﾘｯﾄﾙ）	富士ｻﾝｽｲ㈱	H30.8.27	2024.2.17	396					396				**396**	33箱
水（ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ/1ﾘｯﾄﾙ）	富士ｻﾝｽｲ㈱	H31.2.26	2024.7.24	408					408				**408**	34箱
水（ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ/1ﾘｯﾄﾙ）	㈱ｵﾑｺ東日本	R1.9.3	2025.2.28	405				75			120	120	**315**	27箱
水（ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ/1ﾘｯﾄﾙ）	㈱ｵﾑｺ東日本	R2.2.14	2025.8.31	395				185				150	**335**	27箱
水（ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ/1ﾘｯﾄﾙ）	富士ｻﾝｽｲ㈱	R2.9.14	2026.3.8	540				540					**540**	45箱
水（ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ/1ﾘｯﾄﾙ）	富士ｻﾝｽｲ㈱	R3.2.18	2026.8.8	540					540				**540**	45箱
計				**5,288**	**0**	**0**	**0**	**800**	**1944**	**2004**	**120**	**270**	**5,138**	**本(ﾘｯﾄﾙ)**
ライスクッキー（1箱8枚入）	尾西食品㈱	H28.11.9	2021.12	624						288			**288**	6箱
ライスクッキー（1箱8枚入）	尾西食品㈱	H29.3.28	2022.8	384						384			**384**	8箱
ライスクッキー（1箱8枚入）	尾西食品㈱	H29.8.7	2022.12	144							72	72	**144**	3箱
ライスクッキー（1箱8枚入）	尾西食品㈱	H29.8.7	2022.10	12					12				**12**	ない？
ライスクッキー（1箱8枚入）	尾西食品㈱	H30.2.21	2023.7	144					144				**144**	3箱
ライスクッキー（1箱8枚入）	尾西食品㈱	H30.8.27	2023.12	240					240				**240**	5箱
ライスクッキー（1箱8枚入）	尾西食品㈱	H31.2.26	2024.4	160					160				**160**	3箱(24*2)ﾊﾞﾗ16個
ライスクッキー（1箱8枚入）	尾西食品㈱	R1.9.3	2024.12	240				240					**240**	5箱
ライスクッキー（1箱8枚入）	尾西食品㈱	R2.2.14	2025.4	160				160					**160**	4箱
ライスクッキー（1箱8枚入）	尾西食品㈱	R2.9.14	2026.1	240				240					**240**	(24*2)*5箱
ライスクッキー（1箱8枚入）	尾西食品㈱	R3.2.18	2026.5	160					160				**160**	4箱
計				**2,508**	**0**	**0**	**0**	**640**	**716**	**672**	**72**	**72**	**2,172**	

○ 資料５－２　避難施設

番号	地区	施設名	所在地	指定緊急避難場所	災害への対応力					
					洪水	内水	火事	土砂	地震	津波
1	川南	羽幌町すこやか健康センター	南6条3丁目14番地		○	○	○	○	○	○
2		羽幌小学校グラウンド	南5条5丁目1番地	●	○	○	○	○	○	○
3		羽幌小学校	南5条5丁目1番地	●	○	○	○	○	○	○
4		築港集会所	港町1丁目17番地	●	○	○	○	○	○	○
5		羽幌保育園跡地	南2条1丁目16番地	●		○	○	○	○	
6		羽幌町老人憩の家	南4条4丁目11番地の1	●		○	○	○		○
7		羽幌町立中央公民館	南6条2丁目16番地の1	●	○	○	○	○	○	○
8		レストパークはぼろ	南7条3丁目	●	○	○	○	○	○	○
9		幸陽館跡地	南4条1丁目	●		○	○	○	○	○
10		なかよし遊園地	港町4丁目4番地の2	●	○	○	○	○	○	○
11		よいこの広場	南1条6丁目	●	○	○	○	○	○	○
12	南町	羽幌高等学校グラウンド	南町8番地3	●	○	○	○	○	○	○
13		羽幌高等学校	南町8番地3	●	○	○	○	○	○	○
14		南町集会所	南町16番地の84	●	○	○	○	○		○
15		南町運動広場	南町1番地の2	●	○	○	○	○	○	○
16	川北	羽幌中学校グラウンド	北5条3丁目2番地	●		○	○	○	○	○
17		羽幌中学校	北5条3丁目2番地	●		○	○	○	○	○
18		川北地区青少年育成センター	北3条4丁目1番地	●		○	○	○		○
19		リバーサイド公園	北5条1丁目19番地	●		○	○	○	○	
20	北町	北町集会所	北町55番地の13	●		○	○	○		○
21	栄町	栄町南集会所	栄町175番地の1	●	○	○	○	○		○
22		栄町コミュニティセンター	栄町101番地の73	●	○	○	○	○	○	○
23		栄町夕陽ヶ丘団地集会所	栄町93番地	●	○	○	○	○	○	○
24		羽幌町スポーツ公園（陸上競技場）	栄町243番地	●	○	○	○		○	○
25	幸町	幸町南集会所	幸町53番地の2	●	○	○	○	○		○
26		幸町コミュニティセンター	港町6丁目22番地	●	○	○	○	○	○	○
27	寿町	寿町集会所	寿町2番地の2	●		○	○	○		○
28		寿生活改善センター	寿町178番地の6	●	○	○	○	○		○
29	朝日	羽幌町総合体育館	字朝日31番地の1	●		○	○	○	○	○
30		朝日集会所	字朝日393番地の2	●	○	○	○	○	○	○
31		旧朝日小学校校庭	字朝日1683番地1	●	○	○	○	○	○	○
32	高台	高台地区集会所	字高台400番地	●	○	○	○	○		○
33	汐見	旧光洋小学校校庭	字汐見338番地1	●	○	○	○	○	○	○
34	築別	築別集会所	字築別67番地の1	●	○	○	○	○		○
35		築別老人寿の家	字築別416番地	●	○	○	○	○		○
36	上築	上築西集会所	字上築115番地の11	●	○	○	○	○		○
37		上築中央集会所	字上築265番地	●	○	○	○	○		○
38		上築東集会所	字上築424番地の3	●	○	○	○	○		○
39		旧幌北小学校校庭	字上築613番地の2	●	○	○	○	○	○	○
40	曙	曙生活館	字曙139番地	●	○	○	○	○		○
41		旧曙小学校校庭	字曙140番地の2	●	○	○	○	○	○	○
42	中央	中央集会所	字中央623番地先左岸	●	○	○	○	○		○
43		旧中央小学校校庭	字中央618番地	●	○	○	○	○	○	○
44	平	平集会所	字平191番地	●	○	○	○	○		○
45	焼尻	焼尻総合研修センター	大字焼尻字東浜260番地の2	●	○	○	○	○		○
46		西浦コミュニティセンター	大字焼尻字西浦146番地の1	●	○	○	○		○	○
47		焼尻総合グラウンド	大字焼尻字緑岡9番地	●	○	○	○	○	○	○
48		焼尻中学校グラウンド	大字焼尻字豊崎189番地	●	○	○	○	○	○	○
49		焼尻小学校グラウンド	大字焼尻字豊崎105番地	●	○	○	○	○	○	○
50		焼尻小中学校	大字焼尻字豊崎105番地	●	○	○	○			○
51	天売	天売小中学校グラウンド	大字天売字和浦121番地	●	○	○	○	○	○	○
52		天売小中学校	大字天売字和浦121番地	●	○	○	○	○	○	○
53		天売へき地保健福祉館	大字天売字弁天53番地	●	○	○	○	○		○
54		天売総合研修センター	大字天売字和浦73番地	●	○	○	○			○
55		天売ちびっこランド	大字天売字和浦40番地	●	○	○	○	○		○
56		天売弁天展望台	大字天売字弁天	●	○	○	○	○	○	○
—	—	（道の駅）「ほっと・はぼろ」 （はぼろ温泉サンセットプラザ）	北3条1丁目	—	—	—	—	—	—	○

令和３年４月１日現在

指定避難所	一時避難所	福祉避難所	電話番号	担当窓口	面積	想定収容人数	備考
●		●	0164-62-6020	健康支援課	998.20	200	
			0164-62-1040	学校管理課	10,682.00	2,136	
●			0164-62-1040	学校管理課	5,817.43	1,163	
	●		—	町民課	80.78	16	
			—	財務課	2,558.97	512	
	●		0164-62-1333	福祉課	299.70	60	
●			0164-62-1178	社会教育課	2,219.02	444	
			—	町民課	12,000.00	2,400	
			—	財務課	423.27	85	
			—	町民課	231.48	46	
			—	町民課	1,651.50	330	
			0164-62-1050	道施設課	41,608.00	8,322	
●			0164-62-1050	道施設課	6,324.20	1,265	
	●		—	町民課	103.74	21	
			—	社会教育課	12,000.00	2,400	
			0164-62-1055	学校管理課	19,066.00	3,813	
●			0164-62-1055	学校管理課	6,834.00	1,367	
	●		—	町民課	170.62	34	
			—	商工観光課	7,000.00	1,400	
	●		—	町民課	132.20	26	
	●		—	町民課	79.32	16	
	●		—	町民課	106.00	21	
	●		—	町民課	83.47	17	
			—	社会教育課	19,000.00	3,800	
	●		—	町民課	79.32	16	
	●		—	町民課	131.23	26	
	●		—	町民課	79.32	16	
	●		—	町民課	195.00	39	
●			0164-62-6030	社会教育課	4,215.54	843	武道場を含む。
	●		—	町民課	79.32	16	
			—	財務課	1,400.00	280	
	●		—	町民課	98.34	20	
			—	財務課	4,519.00	904	
	●		—	町民課	198.70	40	
	●		0164-62-1250	町民課	137.29	27	
	●		—	町民課	99.15	20	
	●		0164-62-3500	町民課	203.14	41	
	●		—	町民課	39.66	8	
			—	財務課	4,411.00	882	
	●		—	町民課	198.41	40	
			—	財務課	4,872.00	974	
	●		—	町民課	126.06	25	
			—	財務課	5,152.00	1,030	
	●		—	町民課	115.70	23	
●			01648-2-3323	焼尻支所	623.84	125	
	●		—	町民課	170.91	34	
			—	財務課	10,510.00	2,102	
			01648-2-3242	学校管理課	10,000.00	2,000	
			01648-2-3242	学校管理課	5,300.00	1,060	
	●		01648-2-3242	学校管理課	1,707.00	342	
			01648-3-5044	学校管理課	18,225.00	3,645	
●			01648-3-5044	学校管理課	2,529.00	506	
	●		—	町民課	167.58	34	
	●		01648-3-5041	天売支所	311.73	62	
	●		01648-3-5033	福祉課	158.90	32	
			—	商工観光課	2,000.00	400	
			0164-62-3800	はぼろ温泉ｻﾝｾｯﾄﾌﾟﾗｻﾞ	360.00	360	津波避難ビル （３階以上の廊下等）

○ 資料５－３　炊き出し施設

平成 27 年 4 月 1 日現在

施設名	所在地	調理能力	電話番号	備考
羽幌町市街地区 学校給食センター	羽幌町南 5 条 5 丁目 1 番地	1,000 食	01646-2-1667	
羽幌町天売地区 学校給食センター	羽幌町大字天売字和浦 121 番地	200 食	01648-3-5612	
羽幌町焼尻地区 学校給食センター	羽幌町大字焼尻字豊崎 105 番地	200 食	01648-2-3695	

○ 資料５－４　主要食料調達先施設

令和３年２月１日現在

調達先	所在地	電話番号	物品名	数量(t)
るもい農業協同組合	羽幌町南 6 条 2 丁目 16 番地の 4	01646-2-2141	米	5,355

○ 資料５－５　医療機関

１　町内医療機関

平成 27 年 4 月 1 日現在

医療機関名	所在地	病床数	電話番号	FAX 番号
北海道立羽幌病院	羽幌町栄町 110	120	0164-62-6060	0164-62-6050
北海道立天売診療所	羽幌町大字天売字和浦 94	0	01648-3-5030	
北海道立焼尻診療所	羽幌町大字焼尻字東浜 177-3	0	01648-2-3225	
加藤病院	羽幌町南 6 条 5 丁目 15	36	0164-62-1005	

２　隣接町医療機関

平成 27 年 4 月 1 日現在

医療機関名	所在地	病床数	電話番号	FAX 番号
ＪＡ北海道厚生連苫前厚生クリニック	苫前郡苫前町字古丹別 187	40	0164-65-3535	0164-65-4662
苫前クリニック	苫前郡苫前町苫前 236-1		0164-64-9070	
幌加内町国民健康保険病院	雨竜郡幌加内町字幌加内市街地	42	0165-35-2321	
遠別町立国保病院	天塩郡遠別町字本町 1-3	46	01632-7-2211	01632-7-2210

3　災害拠点病院

(1)　基幹災害拠点病院

圏　域	指定病院名	所在地	電話番号
全道域	札幌医科大学附属病院	札幌市中央区南 1 条西 16 丁目	011-611-2111

(2)　地域災害拠点病院

二次医療圏	指定病院名	所在地	電話番号
留萌	留萌市立病院	留萌市東雲町 2 丁目 16 番地	0164-49-1011

(3)　緊急告知医療機関（留萌振興局管内）

二次医療圏	市町村	医療機関名	所在地	電話番号
留萌	留萌市	留萌市立病院	留萌市東雲町 2 丁目 16 番	0164-49-1011
		社会医療法人孝仁会留萌セントラルクリニック	留萌市栄町 1 丁目 5 番 12 号	0164-43-9500
	羽幌町	北海道立羽幌病院	苫前郡羽幌町栄町 110 番地	0164-62-6060
	遠別町	遠別町立国保病院	天塩郡遠別町字本町 1 丁目	01632-7-2211
	天塩町	天塩町立国民健康保険病院	天塩郡天塩町字川口 5699 番地の 3	01632-2-1058

(4)　感染症指定医療機関

種別	振興局名	医療圏域	医療機関名	所在地	指定病床数
第 1 種	石　狩	札　　幌	市立札幌病院	札幌市中央区北 11 条西 13 丁目 1-1	2
第 2 種	留　萌	留　　萌	留萌市立病院	留萌市東雲町 2 丁目 16 番	4

※指定の考え方

1　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 38 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合する病院について、その開設者の同意を得て、感染症指定医療機関を指定する。

2　感染症指定医療機関の指定のない医療圏については、隣接する医療圏の感染症指定医療機関で対応する。

(5)　血液センター

センター名	所在地	電話番号
北海道赤十字血液センター旭川事業所	旭川市川端町 7 条 10 丁目 1-50	0166-52-2211

○ 資料５－６　要配慮者関連施設

１　福祉施設等

令和３年１月１日現在

施設名	施設種別	所在地	連絡先 (0164)	ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟにおける大雨時危険区域	土砂災害(特別)警戒区域
羽幌町老人福祉センター	高齢者施設	北大通２丁目	62-2892	危険区域内	外
羽幌町老人憩の家	高齢者施設	南４条４丁目 11 番地の１	62-1333	危険区域内	外
特定非営利活動法人 いちえ	障がい者(児)施設	羽幌町北大通３丁目４番地	62-3856	危険区域内	外
フルールハピネスはぼろ	高齢者施設	南町３番地の４	62-5188		外
グループホーム陽だまりの家	高齢者施設	栄町 94 番地	68-7075		外
羽幌町立特別養護老人ホーム	高齢者施設	栄町 97 番地の１	62-3014		外
羽幌町デイサービスセンター	高齢者施設	栄町 97 番地の１	62-1900		外
ケアセンターはぼーれ	高齢者施設	栄町 111 番地	62-5189		外
築別老人寿の家	高齢者施設	字築別 416 番地	62-1250		外
中央老人寿の家	高齢者施設	中央 623 番地２	62-1990		外
天売老人の家	高齢者施設	大字天売和浦 74	8-3-5130		外
天売総合研修センター	地域福祉施設	大字天売字和浦 73 番地	8-3-5041		外
天売高齢者支援センター	高齢者施設	大字天売字和浦 73 番地の１	8-3-9800		外
焼尻総合研修センター	地域福祉施設	大字焼尻字東浜 260 番地の２	8-2-3323		外
焼尻高齢者支援センター	高齢者施設	大字焼尻字東浜 260 番地の２	8-2-9500		外

（注）連絡方法は、電話、FAX、口頭による。

２　保育所・幼稚園等

令和元年 11 月 28 日現在

名　　称	所　　在　　地	連絡先 (0164)	ハザードマップにおける大雨時危険区域	土砂災害(特別)警戒区域
羽幌藤幼稚園	港町３丁目２番地	62-5638		外
認定こども園・まき	南３条５丁目	62-2346	危険区域内	外
羽幌町留守家庭児童会	羽幌町南３条５丁目 (認定こども園・まき内)	62-2346	危険区域内	外
羽幌町子育て支援センター	南６条３丁目 14 番地 (すこやか健康センター内)	62-1656		外
羽幌町子ども発達支援センターにじいろ	南大通６丁目	62-6771		外
天売ちびっこランド	大字天売字和浦 40 番地	8-3-5033		外

（注）連絡方法は、電話、FAX、口頭による。

3　学校（小中学校・高等学校）

平成 30 年 4 月 1 日現在

名　　称	所　　在　　地	連絡先 (0164)	ハザードマップ における 大雨時危険区域	土砂災害 (特別) 警戒区域
羽幌町立羽幌小学校	南 5 条 5 丁目	62-1040		外
羽幌町立羽幌中学校	北 5 条 3 丁目	62-1055	危険区域内	外
羽幌町立天売小学校 中学校	大字天売字和浦 121 番地	8-3-5044 8-3-5344		外 外
羽幌町立焼尻小学校 中学校	大字焼尻字豊崎	8-2-3242 8-2-3342		I-5-108-2325 I-52-0240 〃
北海道天売高等学校	羽幌町大字天売字前浜 100 番地	8-3-5144		外
北海道羽幌高等学校	羽幌町南町 8 番地	62-1050		外

（注）連絡方法は、電話、FAX、口頭による。

4　医療施設

平成 29 年 4 月 1 日現在

名　　称	所　　在　　地	連絡先 (0164)	ハザードマップ における 大雨時危険区域	土砂災害 (特別) 警戒区域
北海道立羽幌病院	栄町 110	62-6060		外
北海道立天売診療所	大字天売字和浦 94	8-3-5030		I-52-0340
北海道立焼尻診療所	大字焼尻字東浜 177-3	8-2-3225		外
加藤病院	南 6 条 5-15	62-1005		外

（注）連絡方法は、電話、FAX、口頭による。

〔 通信・輸送 〕

○ 資料６－１　緊急通行車両標章



1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3　図示の長さの単位はセンチメートルとする。

○ 資料６－２　緊急輸送道路

令和３年１月１日現在

区分	路線名
第１次緊急輸送道路	国道 232 号 道道 255 号焼尻島線 道道 548 号天売島線 道道 747 号上羽幌羽幌停車場線（南大通 3 丁目～南 5 条 3 丁目） 町道南 4 条通 町道南 5 条通 町道南 6 条通 町道南 1 丁目 5 間通 町道南 2 条通 町道公園通南線 港湾道路 道路（南） 港湾道路 東浜道路 港湾道路 港町道路
第２次緊急輸送道路	道道 547 号羽幌港線 道道 747 号上羽幌羽幌停車場線（寿町～南 6 条 1 丁目） 町道南 6 丁目通甲 町道公園通北線
第３次緊急輸送道路	町道南 6 条通 町道スポーツ公園幹線通

○ 資料６－３　緊急輸送岸壁

令和３年１月１日現在

港湾名	施設名	備考
羽幌港	第１中央-5.0m岸壁（耐震）	
天売港	-5.0m岸壁	
焼尻港	東浜岸壁	

○ 資料６－４　ヘリコプター離着陸場

令和３年１月１日現在

場所	所在地	土地の状況	備　　考
羽幌町スポーツ公園（陸上競技場）	栄町 243 番地	157m×74m	※1～3
南町運動広場	南町 1 番地	120m×100m	※3
羽幌中学校グラウンド	北 5 条 3 丁目	160m×120m	※3～4
羽幌小学校グラウンド	南 5 条 5 丁目	110m×98m	※3
留萌開発建設部羽幌道路事務所	栄町 57 番地	98m×27m	※3
北海道立羽幌病院	栄町 110 番地	37m×16m	※3
北留萌消防組合消防署	南 5 条 4 丁目	39m×23m	※3
リバーサイド用地	字朝日 1812 番地	238m×86m	※4
天売救急用ヘリコプター離着陸場	大字天売字和浦	20m×20m	※1～3
天売小中学校グラウンド	大字天売字和浦	123m×88m	※3
天売港（第２荷捌地）	大字天売字弁天	80m×20m	※3
焼尻救急用ヘリコプター離着陸場	大字焼尻字西浦	20m×20m	※1～3
焼尻小学校グラウンド	大字焼尻字豊崎	95m×56m	※3
焼尻港（東浜荷捌地）	大字焼尻字東浜	37m×15m	※3

※１　北海道消防防災ヘリコプター（指定）
※２　北海道警察ヘリコプター
※３　ドクターヘリ
※４　北海道消防防災ヘリコプター（可能地）

○ 資料６－５　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

（趣旨）

第１条　北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第 15 条第３項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（緊急運航の要件）

第２条　緊急運航は、原則として、要綱第 14 条第１項第１号から第５号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

(1)　災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合

(2)　災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合

(3)　その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

（緊急運航の基準）

第３条　緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1)　災害応急対策活動

ア　被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ　救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(2)　救急活動

ア　傷病者の搬送

(ｱ)　現場救急

a　「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。

b　次の場合に出動するものとする。

生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

(ｲ)　転院搬送

a　「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。

①一旦近郊の医療機関に搬送し所要の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

②医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医療療関へ搬送する場合

b　次の場合に出動するものとする。

医師の判断により、緊急に他の高次・専門医療関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

c　転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあっては、航空機による派遣を認めるものとする。

(ｳ) 事後検証

上記（ｱ）及び（ｲ）に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

（緊急運航の要請）

第４条 緊急運航の要請（前条第５号に規定するものを除く。）は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第１号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

（緊急運航の決定）

第５条 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

２ 運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

（要請に対する結果の通報）

第６条 運航管理責任者は、直ちに前条第１項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

（受入体制）

第７条 緊急運航を要請した市町村長（消防の一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下「市

町村長等」という。）は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

（報告）

第８条　緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合（救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。）には、災害等状況報告書（様式第２号）により、総括管理者に報告するものとする。

附　則

この要領は、平成８年７月１日から施行する。

この要領は、平成 18 年４月１日から施行する。

この要領は、平成 19 年６月１日から施行する。

この要領は、平成 22 年４月１日から施行する。

この要領は、平成 25 年４月１日から施行する。

○ 資料６－６　ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

（趣旨）

第１条　この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第 15 条第３項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第４条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

（手続）

第２条　救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1)　依頼病院等

ア　依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第１号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ　依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ　依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2)　市町村等

ア　市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

　これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第１号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ　市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ　市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ　市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3)　航空室

ア　航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ　航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ　航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

（他の機関への要請等）

第３条　航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第１号によりファクシミリを使用して行うものとする。

２　航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

（付添人の搭乗）

第４条　医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として１名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第２号の誓約書を機長に提出するものとする。

（その他）

第５条　この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附　則

この要領は、平成８年７月１日から施行する。

この要領は、平成 18 年４月１日から施行する。

この要領は、平成 19 年６月１日から施行する。

この要領は、平成 22 年４月１日から施行する。

〔 応急・復旧 〕

○ 資料７－１　災害情報等報告取扱要領

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を町長に報告するものとする。

１　報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

(1)　人的被害、住家被害が発生したもの

(2)　災害救助法の適用基準に該当する程度のもの

(3)　災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの

(4)　災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で本町が軽微であっても留萌振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの

(5)　地震が発生し、震度４以上を記録したもの

(6)　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの

(7)　その他特に指示があった災害

２　報告の種類及び内容

(1)　災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表１の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2)　被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア　速報

被害発生後、直ちに別表２の様式により件数のみ報告すること。

イ　中間報告

被害状況が判明次第、別表２の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ　最終報告

応急措置が完了した後、おおむね 15 日以内に別表２の様式により報告すること。

(3)　その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

３　報告の方法

(1)　災害情報及び被害状況報告（速報）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2)　被害状況報告のうち中間報告及び最終報告は、文書により報告するものとする。

４　被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表３のとおりとする。

５　災害情報等連絡責任者

災害情報等連絡責任者は、総務課長とし、代理者は、総務係長とする。

別表１

災害情報

（報告第　　号）

処理日時	年　月　日　時　分
処理者名	総務対策部総務班

報告日時		年　月　日（　）　時　分			
報告者の所属・氏名		部　班			
情報提供者等	氏名等	住所 氏名　TEL（　）　－			
	所在				
	提供方法	電話　・　訪問　・　その他（　）			
報告区分		□被害情報　□資機材等の要請　□支援要請 □その他（　）			
災害発生場所					
災害発生日時		月　日　時　分	災害の原因		
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位波高 風速 その他				
ライフライン関係の状況	道路 電話 水道（飲料水） 電気 その他				
被害の状況		地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
		（救助実施内容）			

<table>
<tr><td rowspan="6">応急措置の状況</td><td rowspan="4">(1)
避難の状況</td><td></td><td>地区名</td><td>避難場所</td><td>人数</td><td>日時</td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自主避難</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(2)
その他措置の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>(3)
応急対策
出動人員</td><td colspan="2">(ｱ) 出動人員</td><td colspan="3">(ｲ) 主な活動状況</td></tr>
<tr><td colspan="2">町 職 員　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">消防職員　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">消防団員　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他(住民等)　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">計　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="5">（今後の見通し、対策要求等）</td></tr>
</table>

（注）欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表２

被害状況報告

（最終）

処理日時	年　月　日　時　分
処理者名	総務対策部総務班

報告日時	年　月　日　時　分	報告者（所属・氏名）	

災害発生日時				月　日　時　分		災害の原因					件数等	被害金額（千円）
災害発生場所												
項目				件数等	被害金額（千円）	項目					件数等	被害金額（千円）
①人的被害	死者		人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河川	箇所			
	行方不明		人					海岸	箇所			
	重傷		人					砂防設備	箇所			
	軽傷		人					地すべり	箇所			
	計		人					急傾斜地	箇所			
②住家被害	全壊		棟					道路	箇所			
			世帯					橋梁	箇所			
			人					小計	箇所			
	半壊		棟				町工事	河川	箇所			
			世帯					道路	箇所			
			人					橋梁	箇所			
	一部破損		棟					小計	箇所			
			世帯				港湾		箇所			
			人				漁港		箇所			
	床上浸水		棟				下水道		箇所			
			世帯				公園		箇所			
			人				崖くずれ		箇所			
	床下浸水		棟									
			世帯				計		箇所			
			人			⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻			
	計		棟					破損	隻			
			世帯					計	隻			
			人				漁港施設		箇所			
③非住家被害	全壊	公共建物	棟				共同利用施設		箇所			
		その他	棟				その他施設		箇所			
	半壊	公共建物	棟				漁具（網）		件			
		その他	棟				水産製品		件			
	計	公共建物	棟				その他		件			
		その他	棟				計					
④農業被害	農地	田 流出・埋没等	ha			⑦林業被害	道有林	林地	箇所			
		田 浸冠水	ha					治山施設	箇所			
		畑 流出・埋没等	ha					林道	箇所			
		畑 浸冠水	ha					林産物	箇所			
	農作物	田	ha					その他	箇所			
		畑	ha					小計	箇所			
	農業用施設		箇所				一般民有林	林地	箇所			
	共同利用施設		箇所					治山施設	箇所			
	営農施設		箇所					林道	箇所			
	畜産被害		箇所					林産物	箇所			
	その他		箇所					その他	箇所			
								小計	箇所			
	計						計		箇所			
項目				件数等	被害金額（千円）	項目					件数等	被害金額（千円）

⑧衛生被害	水　道		箇所			⑪社会教育施設被害		箇所		
	病院	公　立	箇所			⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個　人	箇所				法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所				計	箇所		
		し尿処理	箇所			⑬その他	被害船舶	隻		
	火葬場		箇所				水　道	戸		
	計		箇所				電　話	回線		
⑨商工被害	商　業		件				電　気	戸		
	工　業		件				ガ　ス	戸		―
	その他		件				ブロック塀等	箇所		―
	計		件				都市施設	箇所		―
⑩公立文教施設施設	小学校		箇所							―
	中学校		箇所							
	高　校		箇所							
	その他文教施設		箇所				計		―	
	計		箇所			被害総額				
罹災世帯数			世帯			火災発生	建　物	件		
罹災災者数			人				危険物	件		
消防職員出動延人数			人				その他	件		
消防団員出動延人数			人							

補足資料（※別葉で報告）
○災害発生場所
○災害発生年月日
○災害の種類概況
○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取り扱い注意
○応急対策の状況
・避難場所の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体等への応援要請、応援活動の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況　　ほか

別表３

被害区分		判　断　基　準
①人的被害	死　者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) Ａ町のものが隣接のＢ町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、Ｂ町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄(2)(3)を参照。
②住家被害	住　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊１、商工被害１として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの) を問わず全てを住家とする。
	世　帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を１世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は､2世帯とする。
	全　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		判　断　基　準
②住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1㎜以下にあっては2㎝、粒径0.25㎜以下の土砂にあっては5㎝以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上) 作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない) 草地畜産物等をいう。
⑤土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判　断　基　準
⑤土木被害	地すべり防止施設	地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とる程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第２条第５項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第３条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第３１条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第２条第１項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判　断　基　準
⑧衛生被害	水　道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病　院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨商工被害	商　業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工　業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児) 福祉施設、知的障がい者 (児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空　港	空港法第４条第１項第５号及び第５条第１項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

○ 資料７－２　被災者生活再建支援制度

<table>
<tr><th></th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>目　　的</td><td>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>制度の対象となる自然災害</td><td>(1) 対象となる自然災害
①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
②10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
③100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
④5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口10 万人未満に限る）における自然災害
(2) 支援対象世帯
・住宅が全壊した世帯
・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</td></tr>
<tr><td>支　給　条　件</td><td>(1) 対象となる自然災害
下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。
<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">合　　計</th><th colspan="2"></th></tr>
<tr><th>①～④</th><th>⑤～⑧</th></tr>
<tr><td>複数（2 人以上）世帯</td><td>300 万円</td><td>100 万円</td><td>200 万円</td></tr>
<tr><td>単数（1 人）世帯</td><td>225 万円</td><td>75 万円</td><td>150 万円</td></tr>
</table>
①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
③住居の移転費又は移転のための交通費
④住宅を賃借する場合の礼金
⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50 万円が限度）
⑥住宅の解体（除却）・撤去・整地費
⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息
⑧ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費
（注）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100 万円が限度）
（注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70 万円を限度に支給
（注）他の都府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の 1/2
(2) 支給に係るその他の要件
<table>
<tr><th rowspan="2">年収等の要件</th><th colspan="2">支給限度額</th></tr>
<tr><th>複数世帯</th><th>単数世帯</th></tr>
<tr><td>（年収）≦500 万円の世帯</td><td>300 万円</td><td>225 万円</td></tr>
<tr><td>500 万円＜（年収）≦700 万円の世帯</td><td>75 万円</td><td>150 万円</td></tr>
<tr><td>700 万円＜（年収）≦800 万円の世帯
かつ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯</td><td>150 万円</td><td>112.5 万円</td></tr>
</table>
（注）要援護世帯：心神喪失・重度知的障がい者、1 級の精神障がい者、1，2 級の身体障がい者などを構成員に含む世帯</td></tr>
<tr><td>補助金の交付</td><td>被災者生活再建支援法人が支給する支援金の 2 分の 1 に相当する額を国が補助</td></tr>
</table>

〔 条例・協定等 〕

○ 資料８－１　羽幌町防災会議条例

昭和 38 年 3 月 18 日
条例第 7 号

（目的）
第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、羽幌町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
（所掌事務）
第 2 条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)　羽幌町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)　羽幌町水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(3)　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(4)　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
(5)　前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）
第 3 条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
2　会長は、町長をもつてこれを充てる。
3　会長は、会務を総理する。
4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
(1)　町長が指定する関係指定地方行政機関の職員のうちから当該関係指定地方行政機関の長が指名する者
(2)　北海道の知事がその部内の職員のうちから指名する者
(3)　町の区域の全部又は一部の管轄する警察署長又はその指名する職員
(4)　町長がその部内の職員のうちから指名する者
(5)　町の教育委員会の教育長
(6)　北留萌消防組合の消防長、消防署長、羽幌消防団長、天売消防団長及び焼尻消防団長
(7)　町長が指定する関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関の職員並びに公共団体及び防災上重要な施設の管理者のうちから町長が任命する者
(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
(9)　陸上自衛隊第 26 普通科連隊長又はその指名する自衛官
6　前項第 1 号、第 2 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は 20 人以内とする。
7　第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期
8　前項の委員は、再任されることができる。
（専門委員）
第 4 条　防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことが出来る。
2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（部会）
第 5 条　防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。
3　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
4　部会長は部会の事務を掌理する。
5　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（議事等）

第6条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附　則（平成元年9月25日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年3月3日条例第10号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則（平成17年6月24日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年9月28日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年9月29日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和2年3月17日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料８－２　羽幌町災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 18 日
条例第 8 号

（目的）
第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、羽幌町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（組織）
第 2 条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し本部の職員を指揮監督する。
2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。
3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命令を受け災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第 3 条　災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことが出来る。
2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4　部長は、部に事務を掌理する。
（雑則）
第 4 条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則
この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 27 号)
この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料８－３　災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、道内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第 67 条第１項及び第 68 条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第 86 条の８第１項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

２　前項の規定は、武カ攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態に準用する。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　災害応急対策に従事する職員の派遣

(2)　災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん

(3)　被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん

(4)　広域一時滞在等による被災住民の受入れ

(5)　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第３条　応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第４条　道は、市町村の処理する妨災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第５条　道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第６条　応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

(1)　第１要諦　被災市町村の長が当該総合援興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請

(2)　第２要請　被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請

(3)　第３要請　被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

（応援の要請の手続）

第７条　被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町有の長に対し応援等の要請を行うものとする。

(1)　被害の種類及び状況

(2)　職員の職種別人員

(3)　車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数

(4)　資機材及び物資等の品名、数量等
(5)　受入れを求める被災住民の人数等
(6)　応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
(7)　応援等の期間
(8)　前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

2　応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3　前２項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第１要請及び第２要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

（応援の経費の負担）

第８条　応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

2　応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3　前２項の規定により難い場合については、その都度、応援等を受げた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

（自主応援）

第９条　知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

2　自主応援については、第７条第１項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3　自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

（他の協定との関係）

第 10 条　この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

（その他）

第 11 条　この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第 42 条に基づく市町村地域防災計画又は武カ攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 35 条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

2　この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成 27 年３月 31 日から施行する。

平成 20 年６月 10 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自１通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 27 年３月 31 日

北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

北海道町村会
北海道町村会長

別　表

地域区分	構成市町村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

○ 資料８－４　北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害は、法第１条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地区区分）

第３条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

２　道央地区に札幌地区を置くものとする。

（代表消防機関の設置及び任務）

第４条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地区ごとに地区代表消防機関を置き、地区代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

２　地区代表消防機関及び総括代表消防機関（以下「代表消防機関」という。）の選定は、別に定める。

３　地区代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　総括代表消防機関及び当該地区内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2)　当該地区内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。

(3)　応援する指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）の円滑な活動及び管理に関すること。

４　総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　北海道及び総務省消防庁との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2)　地区代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(3)　北海道内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。

(4)　応援隊の円滑な活動及び管理に関すること。

(5)　その他必要な事項に関すること。

（代表消防機関の任務の代行）

第４条の２　代表消防機関を置く市町等が被災し、被害の状況により代表消防機関が任務を遂行できない場合は、当該代表消防機関を置く市町等の長は、代表消防機関の代行を置くことができるものとする。

２　代表消防機関の代行の選定は、別に定める。

（応援の種別）

第５条　この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　陸上応援　指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊による活動

(2)　航空応援　回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による活動

（応援隊及び資機材の登録）

第６条　市町等は、応援隊及び資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第７条　応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1)　陸上応援要請

ア　第１要請　当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ　第２要請　当該市町等が構成する別表の地区内の他の市町等に対して行う応援要請（第１要請を除く。）

ウ　第３要請　当該市町等が構成する別表の地区外の市町等に対して行う応援要請（第１要請を除く。）

(2)　航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

２　陸上応援要請は、第１要請、第２要請、第３要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

３　前項の陸上応援要請のうち、第２要請にあっては要請側の地区代表消防機関を、第３要請にあっては要請側の地区代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地区代表消防機関を経由して行うものとする。

（応援要請の代行）

第７条の２　地区代表消防機関（札幌地区代表消防機関を除く。）を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認める場合は、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

２　前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

（迅速な出動体制の構築）

第８条　代表消防機関を置く市町等の長は、別に定める災害が北海道内で発生した場合は、速やかに当該地区内の応援可能な消防隊等を把握し迅速な出動体制を構築するものとする。

（応援隊の派遣）

第９条　第７条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

２　応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第７条第３項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

３　札幌地区代表消防機関は、道央地区内の第２要請または第３要請において、要請側の長が特に必要と認める場合に道央地区代表消防機関と調整し、札幌地区応援部隊を速やかに編成し派遣できるものとする。

（応援隊の指揮）

第 10 条　応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

（応援経費の負担）

第 11 条　陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

(1)　応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当

(2)　車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

(3)　車両及び機械器具の修理費

(4)　消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

２　航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

３　応援側の長は、前２項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

（損害賠償）

第 12 条　応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

(1)　土地、建物、工作物等に対する損害賠償

(2)　一般人の死傷に伴う損害賠償

２　前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

（協議）

第 13 条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

（委任）

第 14 条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附　則　（平成 29 年４月 27 日締結）

この協定は、平成 29 年４月 27 日から施行する。

附　則　（令和２年３月 23 日締結）

この協定は、令和２年７月１日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書 58 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各１通を保有する。

別　表

（令和２年３月 23 日現在）

地区	構成市町等
道西地区	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道南地区	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振行政事務組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地区	小樽市、夕張市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
札幌地区	札幌市
道北地区	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地区	釧路市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合、とかち広域消防事務組合

○ 資料８－５　北海道消防防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第１条　この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第２条　この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第１条に規定する災害をいう。

（応援要請等）

第３条　災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

(1)　発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合

(2)　災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(3)　その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

２　応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1)　災害の種類

(2)　災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

(3)　災害発生現場の気象状況

(4)　災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法

(5)　消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制

(6)　応援に要する資機材の品目及び数量

(7)　その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第４条　知事は、前条第１項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

２　知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第５条　前条第１項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第６条　第３条第１項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第７条第１項の規定による応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第７条　この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第 10 条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附　則

この協定は、平成８年７月１日から適用する。

この協定締結を証するため、本書 73 通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

平成８年６月 25 日

北海道知事　　堀　　達　也

札幌市長　　他　72 団体

○ 資料８－６　北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、羽幌町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第１条　この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第２条　この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

２　この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第３条　乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第４条　甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

(1)　大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合

(2)　大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合

(3)　その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

２　甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第５条　前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　土木施設等の被害状況の把握

(2)　二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）

(3)　その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第６条　乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適当な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第７条　甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第８条　この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第９条　この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第 10 条　この申合せは、平成 22 年 5 月 27 日から適用するものとする。

平成 22 年 5 月 27 日

甲　北海道開発局長

乙　羽幌町長

○ 資料８－７　災害時の応援に関する協定

財務省北海道財務局（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び北海道内の市町村（以下「丙」）の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長（以下「丁」という。）は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 74 条の３の規定に基づく甲の乙又は丙に対する応援（以下「応援」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、甲、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙及び丙への応援による各種業務の実施により、乙又は丙における円滑かっ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定で、「相当規模の災害」とは、次の各号に掲げる災害をいう。

(1)　法第24条第１項に規定する非常災害対策本部又は法第28条の２に規定する緊急災害対策本部が設置された災害

(2)　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる災害

(3)　乙に法第 23 条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの

（被害情報の収集・伝達）

第３条　相当規模の災害が発生した場合は、甲、乙及び丙相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

２　甲、乙及び丙は、予め連絡体制を整備しておくものとする。

（支援の内容）

第４条　甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。

(1)　避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）

(2)　災害ボランティア及び支援物資等の受付事務

(3)　有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業

(4)　り災証明書申請受付及び発行に関する事務

(5)　り災建物判定にかかる現地調査補助

(6)　その他乙文は丙の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

（応援の要請）

第５条　相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じ第４条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対し電話連絡等、口頭により要請を行い、事後速やかに要請内容を記載した文書を提出するものとする。

２　丙からの要請については、乙を経由するものとする。

（応援の実施）

第６条　甲は、乙又は丙から第５条に基づく要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上、可能な応援を行うものとする。

（自主応援）

第７条　甲は、乙若しくは被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に又は乙との連携により、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

２　自主応援については、第５条第１項の規定による要請があったものとみなす。

（費用負担）

第８条　甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附　則

１　この協定は、平成 26 年３月 28 日から施行する。

２　この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲、乙及び丁記名押印の上、各自１通を保有し、丁は丙に対し、その写しを交付するものとする。

平成 26 年３月 28 日

甲　財務省北海道財務局
北海道財務局長

乙　北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

丁

北海道町村会
北海道町村会長

○ 資料８－８　公共的団体等との防災協定一覧

※町が締結する又は町が関係する協定一覧

１　町が締結している協定

令和３年４月１日現在

No.	相手先	締結年月日	内容	災害時の連絡先	要請方法	備考
1	羽幌町内郵便局	H20.7.1	①郵便局ネットワークを活用した広報活動 ②被災者の避難先及び避難者リスト等の情報提供 ③郵便局所有車両の緊急車両としての提供 ④その他	・羽幌郵便局長	特に定めなし	
2	道北電気工事業協同組合	H20.7.1	①町の公共建築物等の電気設備に係る機能の確保及び回復等のための応急処置及び復旧 ②その他	・道北電気工事業協同組合	様式「災害応急対策業務協力要請書」による。ただし、緊急時は口頭可	
3	羽幌町商工会	H20.12.19	①食料品、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、医療医薬品、光熱材料、LP ガス設備などの供給	・商工会事務局長	様式「物資提供依頼（回答）書」による。ただし、緊急時は口頭可	
4	羽幌建設協会	H21.1.1	①町が設置又は管理する公共施設の応急復旧 ②生活に支障のある障害物の除去 ③避難所等への生活物資の輸送 ④その他	・羽幌建設協会事務局長	様式「災害応急対策に係る要請書」による。ただし、連絡が取れない場合で、協会が非常事態と判断した場合の作業も可	
5	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H21.4.22	①災害対応製自動販売機の電光掲示板による災害情報等の提供 ②災害対策本部設置など緊急時における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供	・町の判断で実施可	無償提供の開始の旨を電話連絡し、終了後に様式「災害対応型自動販売機商品提供報告書」により報告	
6	留萌地方石油業協同組合	H21.7.27	①災害持に従事する車両への燃料の供給 ②災害時に使用する役場、施設、非常電源等への燃料の供給 ③避難場所の運営管理のための燃料の供給 ④その他	・組合羽幌支部長	様式「燃料等供給要望書」による。ただし、緊急時は口頭可	

No.	相手先	締結年月日	内容	災害時の連絡先	要請方法	備考
7	北海道エルピーガス災害対策協議会現地本部	H22.9.6	①被災場所におけるLPガスの被害状況の情報提供 ②被災場所における応急処置及び復旧工事 ③避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事 ④LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配 ⑤大規模災害現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策 ⑥その他羽幌町が必要とする要請事項	・北海道エルピーガス災害対策協議会現地本部	様式任意。ただし、緊急時は口頭、電話可	
8	(一社)全国霊柩自動車協会	H26.8.1	①霊柩自動車等による遺体搬送 ②遺体搬送等に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供 ③その他、遺体搬送等に必要な事項	・北海道霊柩自動車協会	様式又は電話若しくはFAX	
9	(一社)旭川地区トラック協会・旭川地区トラック協会留萌支部	H27.2.25	①加入事業所保有の一般貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等	・旭川地区トラック協会事務局	様式又は電話若しくはFAX	
10	留萌管内８市町村	H29.2.6	災害時に被災した市町村が応急対策等を円滑に遂行できるよう、協定市町村が被災市町村の要請に対して、相互に応援する	・留萌管内各市町村	口頭 （後日、任意様式による）	
11	(株)セブンイレブン・ジャパン	H29.3.28	①食料品、飲料、日用品、その他必要とする物資の供給	・旭川北地区ディストリクトマネジャー	様式又は電話若しくはFAX	
12	神奈川県海老名市	R1.6.22	①食料、飲料水、生活必需品等の資機材の提供 ②救援及び救助活動に必要な車両の提供　ほか	・海老名市市長室危機管理課	電話等 （後日、様式による）	
13	(株)オウルテック	R2.8.20	災害時や大規模停電時に必要な電子関連物品等の供給	・オウルテック	様式「電子関連物品等供給要請書」による。ただし、緊急時は電話等可	

２　北海道が締結している協定

令和２年10月28日現在

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結 年 月 日	備考
新聞	災害時における報道要請に関する協定	新聞各社(22社)	S36～	
放送	災害時における放送要請に関する協定	道内放送各社(9社)	S40.5.20～	
	災害時における放送要請に関する協定	日本ｺﾐｭﾆﾃｨ放送協会北海道地区協議会	H28.12.8	
医療・福祉・医薬	医療・助産・死体の処理（埋葬及び死体の一時保存を除く）委託協定	日本赤十字社北海道支部	S34.9.1	
	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)北海道医師会	S62.12.22	
	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(一社)北海道歯科医師会	H9.4.14	
	災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	(株)スズケン愛生舘営業部	H13.4～	
	災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	(株)ほくやく	H13.4～	
	災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	(株)モロオ	H13.4～	
	災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	(株)竹山	H13.4～	
	災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	(株)ムトウ	H13.4～	
	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)北海道薬剤師会	H14.2.28	
	北海道ＤＭＡＴの派遣に関する協定	北海道DMAT指定医療機関(34機関)	H19.9.12～	
	北海道災害派遣ケアチームの派遣に関する協定	社会福祉法人北海道社会福祉協議会	H23.9.5	
	災害時における医療用ガス等の供給に関する協定	(一社)日本産業・医療ガス協会	H24.9.7	
	災害時の看護職医療救護活動に関する協定	(公社)北海道看護協会	H24.12.28	
	災害時における医薬品等の供給に関する協定	(一社)北海道医薬品卸売業協会	H25.3.29	
	災害時における医療機器の供給に関する協定	北海道医療機器販売業協会	H25.3.29	
	災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	(公社)北海道柔道整復師会	H26.5.16	
	災害時における社会福祉施設等の相互支援協定	北海道老人福祉施設協議会、(一社)北海道老人保健施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、(一社)北海道知的障がい福祉協会	H26.11.5	
		北海道救護施設協議会、北海道児童施設協議会、北海道精神障害者社会福祉事業協議会、(公社)日本認知症グループホーム協会北海道支部、(一社)北海道認知症グループホーム協会、北海道母子生活支援施設協議会	H27.3.31	
	災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	H29.1.27	
	航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定	旭川市 航空自衛隊千歳基地 帯広市 釧路空港ビル(株)	H31.3.28 H31.3.29 R1.5.13 R1.6.20	

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結 年 月 日	備考
食料・飲料・生活物資の供給等	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	北海道生活協同組合連合会	H17.11.22	
	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H18.12.22	
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株)セコマ	H18.12.22	帰宅者支援含む
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)ローソン	H20.2.21	別掲 (帰宅支援)
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)セブンーイレブン・シャパン	H20.7.24	別掲 (帰宅支援)
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)イトーヨーカ堂	H20.7.24	
	災害時における飲料の供給等防災に関する協定	サントリーフーズ(株)	H20.12.18	
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)	H22.1.20	帰宅者支援含む
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	ホーマック(株)	H23.3.23	帰宅者支援含む
	災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定	日糧製パン（株）	H24.3.27	帰宅者支援含む
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)北海道ファミリーマート、(株)ファミリーマート	H25.11.22	
	災害時における物資の供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	H26.11.21	
	災害時における物資の供給に関する協定	コストコホールセールジャパン株式会社	H28.6.20	
	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	H29.3.10	
救助・救援等の支援	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	NPO 法人日本レスキュー協会	H20.4.16	
	災害時における隊友会の協力に関する協定	(公社)隊友会北海道隊友会連合会	H21.6.26	
	災害時における動物救護に関する協定	動物救護関係の団体：(公社)北海道獣医師会、(公社)日本愛玩動物協会	H24.12.21	地方自治体:道、札幌市、旭川市、函館市
	災害時及び災害活動に関する協力協定	(公社)日本青年会議所北海道地区協議会	H25.1.23	
	災害時における交通誘導業務等に関する協定	(一社)北海道警備業協会	H10.12.18	
	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)北海道建設業協会	H25.3.25	
	建設管理部所管公共土木施設の災害時等における協力体制に関する協定	(一社)北海道道路標示・標識業協会	H25.4.1	
	災害時等の緊急時における業務連携に関する協定	地方独立行政法人北海道立総合研究機構	H22.4.1	
	大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	(公社)北海道産業資源循環協会	H23.4.19	
	災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)北海道測量設計業協会	H24.10.31	

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結 年 月 日	備考
救助・救援等の支援	災害時における協力体制に関する基本協定	北海道地質調査業協会	H27.1.28	
	土砂災害等の発生に関する情報提供に係る協定	ヤマト運輸株式会社（各主管支店）	H27.9	各振興局において締結
	災害時における協力体制に関する協定	一般社団法人北海道ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ協会	H29.1.27	
	災害時における相互協力に関する協定	北海道公立大学法人 札幌医科大学	H29.12.20	
	災害時における協力体制に関する基本協定	北海道維持管理業務連絡協議会	H30.3.22	
	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	（公社）日本下水道管路管理業協会	H30.3.23	
	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	（一社）全国上下水道コンサルタント協会北海道支部	H30.3.23	
	災害時における協力体制に関する基本協定	（一社）日本砕石協会、(一社）日本砂利協会	H31.1.25	
	災害時における協力体制に関する基本協定	（一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会北海道支部	H31.1.26	
	公共土木施設災害復旧事業支援に関する協定	（一財）北海道建設技術センター	H28.9.7	
	北海道と AUTHENTIC JAPAN 株式会社との消防活動等の協力に関する協定	AUTHENTIC JAPAN 株式会社	R2.4.9	

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結 年 月 日	備考
葬祭の支援	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	北海道葬祭業協同組合	H14.3.29	
	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	(社)全日本冠婚葬祭互助協会	H17.11.1	
	災害時の遺体搬送等に関する協定	(一社)全国霊柩自動車協会	H18.6.23	
住宅の支援	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(社)プレハブ建築協会	H8.11.1	
	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(公社)北海道宅地建物取引業協会	H23.5.2	
	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	H24.3.27	
	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	(独法)住宅金融支援機構	H27.2.23	
	災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書	（一社） 全国木造建設事業協会	H29.10.20	
帰宅支援	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)壱番屋	H20.12.17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)セブンーイレブン・シャパン	H20.12.17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)北海道ファミリーマート	H20.12.17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)モスフードサービス	H20.12.17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)ローソン	H20.12.17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)ダスキン(ミスタードーナツ店)	H24.11.1	
	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	H23.12.26	(再掲)
	災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定（帰宅者支援）	日糧製パン（株）	H24.3.27	(再掲)
輸送・保管	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定	(公社)北海道トラック協会	H23.10.17	
	災害時における緊急・救援輸送等に関する協定	北海道旅客船協会	H24.3.27	
	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定	北海道地区レンタカー協会連合会	H25.3.25	
	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	全日本空輸(株)	H25.3.29	
	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	日本航空(株)・ (株)ジェイエア	H25.3.29	
	災害時における船舶による輸送等に関する協定	日本内航海運組合総連合会	H25.9.27	
	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	(株)AIRDO	H26.1.29	
	災害時における物資の保管等に関する協定	苫小牧地区倉庫協会	H29.7.24	
	災害時における物資の保管等に関する協定	小樽倉庫協会	H30.3.19	
	災害時における物資の保管等に関する協定	札幌倉庫協会	H30.3.28	
	災害時における物資の保管等に関する協定	道北倉庫協会	H30.3.28	

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結 年 月 日	備考
輸送・保管	災害時における物資の保管等に関する協定	室蘭地区倉庫協会	H30.3.28	
	災害時における港湾荷役の支援等に関する協定	北海道港運協会	H30.5.2	
	災害時における物資の保管等に関する協定	函館倉庫協会	H30.5.10	
	災害時等における緊急輸送等に関する協定	（一社）北海道ハイヤー協会	H30.12.18	
	災害時における物資の保管等に関する協定	道東倉庫協会	H31.3.29	
	災害時における物資の保管等に関する協定	北見地区倉庫協会	H31.3.29	
	災害時における電動車両等の支援に関する協定	道内三菱自動車販売会社 11 社､三菱自動車工業(株)	R2.10.28	
その他	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	H23.12.26	燃料､帰宅者支援含む
	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	北海道行政書士会	H26.1.29	相談
	災害等による水道施設被害に係る相互応援に関する覚書	（公社）日本水道協会北海道支部	H17.4.8	
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H27.3.13	
	災害時における相談業務の応援に関する協定	士業 7 団体（弁護士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、税理士、行政書士）	H29.6.2	相談
	災害時における物資の供給に関する協定	丸玉産業(株)	H29.8.23	合坂

※協定先の名称は基準日時点のもの

○ 資料８－９　災害時における相互応援に関する協定書（海老名市・羽幌町）

神奈川県海老名市と北海道羽幌町（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第８条第２項第12号の規定に基づき、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、協定市町のいずれかの地域に係る災害が発生した場合において、法第67条第１項の規定に基づき、応急措置を実施するための相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食料、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供

（２）　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（３）　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧活動等に必要な物資及び資機材の提供

（４）　救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

（５）　被災者を一時収容するための施設の提供又は斡旋

（６）　前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援を要請する市町（以下「被災市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第８条第１項に定める連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等

（３）　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容

（４）　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数

（５）　応援場所及び応援場所への経路

（６）　応援期間

（７）　その他必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第５条　応援のため派遣された職員は、被災市町の長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は原則として被災市町の負担とする。

２　前項の規定により難い場合には、その都度、協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第７条　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その職員又はその遺族若しくは被扶養者に対する補償は、応援市町が対応するものとする。

２　応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町への往復途中に生じたものを除き、被災市町がその賠償の責めを負うものとする。

（相互応援体制の整備）

第８条　協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第９条　この協定は、協定市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）

第１０条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

２　この協定の締結を機に、平時から、様々な分野での交流を行っていくこととする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、双方署名押印の上、各１通を保有する。

令和元年６月22日

神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
神奈川県海老名市
市長　内　野　　優

北海道苫前郡羽幌町南町１番地の１
北海道羽幌町
町長　駒　井　久　晃

〔 様式 〕

○ 別記第１号様式　職員参集状況報告書

職員参集状況報告書

受付日時	年　月　日　時　分
受付者名	総務対策部総務班

参集場所			氏　名	
参集時間	自宅出発時間	時　分	所　属	課　係
	到着時間	時　分	部・班	部　班
	所要時間	時間　分	参集方法	歩・転・バ・車・交

本人・家族等の安否の状況	
参集路上での被害の状況	
参集途上における留意事項	

（注）1　参集後に記入し、班長又は所属長に提出すること。
2　班長又は所属長は、収集後に総務班に提出すること。
3　「職員・家族等の安否の状況」欄は、負傷等の状況を記入するとともに、家族の場合は、続柄を記入すること。
4　「参集途上での被害の状況」欄は、人的、建物、橋梁、ライフライン等の被害の状況を簡潔に記入すること。
5　「参集途上における留意事項」欄は、参集途上において、危険箇所等防災対策面で気がついた事項等を記入すること。
6　「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、自動二輪の場合はバ、自動車の場合は車、交通機関利用の場合は交に○を付けること。

○ 別記第２号様式　職員等安否確認調査票

職員等安否確認調査票

（報告第　　号）

受付日時	年　月　日　時　分
受付者名	総務対策部総務班

報告日時	部　名	部長氏名
年　月　日 時　分		
部員総数	参集免除者数	参集者数

所属・職氏名	連絡方法	連絡時間	連絡の可否	本人・家族等の安否状況	備考（参集可能時間等）
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		
	電話 その他 （　）	:	可・否		

○ 別記第３号様式　気象予警報等受理簿

気 象 通 報 受 理 簿 （ 兼 送 信 票 ）

受理日時	午前 年　月　日　時　分 午後		電話・ 連絡 その他（　　）
発信者		受信者	印
受理事項			
処理方法			

○ 別記第４号様式　水防報告書

（参考例）

平成27年台風○号における水防活動
（○○県○○市消防団・平成27年8月○日～○日）

○概　要

○○市消防団は、平成27年8月○日、台風○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動。市内では、1時間雨量100㎜を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/○～8/○ 約12時間	○名	・土のう積み（300袋） ・避難誘導（20世帯） ・排水作業（3件）

水防活動または
被害状況写真

○○川左岸（○○地先）
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

○○川左岸（○○地先）
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

○○川右岸（○○地先）
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

○○地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

○ 別記第４号の２様式　水防活動実施報告書

水　防　活　動　実　施　報　告　書

自　　年　　月
（羽幌町）　　至　　年　　月

区　　分	水防活動		使用資機材			備　　考
	団体数	活動延人　員	主要資材	その他資材	計	
水防管理団体分						
前　回　迄	（　）					
月　分	（　）					
月　分	（　）					
月　分	（　）					
月　分	（　）					
月　分	（　）					
小　計	（　）					
累　計						

（作成要領）

１　「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。

２　「月分」欄は、調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要

３　「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。

４　「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

○ 別記第５号様式　災害情報

災害情報

（報告第　　号）

処理日時	年　月　日　時　分
処理者名	総務対策部総務班

報告日時		年　月　日（　）　時　分		
報告者の所属・氏名		部　班		
情報提供者等	氏名等	住所 氏名　TEL（　）　－		
	所在			
	提供方法	電話　・　訪問　・　その他（　）		
報告区分		□被害情報　□資機材等の要請　□支援要請 □その他（　）		
災害発生場所				
災害発生日時		月　日　時　分	災害の原因	
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位波高 風速 その他			
ライフライン関係の状況	道路 電話 水道（飲料水） 電気 その他			

被害の状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	（救助実施内容）			

<table>
<tr><td rowspan="6">応急措置の状況</td><td rowspan="4">(1)
避難の状況</td><td></td><td>地区名</td><td>避難場所</td><td>人数</td><td>日時</td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自主避難</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(2)
その他措置の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>(3)
応急対策
出動人員</td><td colspan="2">(ｱ) 出動人員</td><td colspan="3">(ｲ) 主な活動状況</td></tr>
<tr><td colspan="2">町 職 員　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">消防職員　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">消防団員　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他(住民等)　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">計　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="5">（今後の見通し、対策要求等）</td></tr>
</table>

（注）欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

○ 別記第６号様式　被害状況報告(最終)

被害状況報告

(最終)

処理日時	年　月　日　時　分
処理者名	総務対策部総務班

報告日時	年　月　日　時　分	報告者 (所属・氏名)	

災害発生日時				月　日　時　分		災害の原因					
災害発生場所											
項目				件数等	被害金額(千円)	項目				件数等	被害金額(千円)
①人的被害	死者		人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河川	箇所		
	行方不明		人					海岸	箇所		
	重傷		人					砂防設備	箇所		
	軽傷		人					地すべり	箇所		
	計		人					急傾斜地	箇所		
②住家被害	全壊		棟					道路	箇所		
			世帯					橋梁	箇所		
			人					小計	箇所		
	半壊		棟				町工事	河川	箇所		
			世帯					道路	箇所		
			人					橋梁	箇所		
	一部破損		棟					小計	箇所		
			世帯					港湾	箇所		
			人					漁港	箇所		
	床上浸水		棟					下水道	箇所		
			世帯					公園	箇所		
			人					崖くずれ	箇所		
	床下浸水		棟								
			世帯					計	箇所		
			人			⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻		
	計		棟					破損	隻		
			世帯					計	隻		
			人					漁港施設	箇所		
③非住家被害	全壊	公共建物	棟					共同利用施設	箇所		
		その他	棟					その他施設	箇所		
	半壊	公共建物	棟					漁具(網)	件		
		その他	棟					水産製品	件		
	計	公共建物	棟					その他	件		
		その他	棟					計			
④農業被害	農地	田 流出・埋没等	ha			⑦林業被害	道有林	林地	箇所		
		田 浸冠水	ha					治山施設	箇所		
		畑 流出・埋没等	ha					林道	箇所		
		畑 浸冠水	ha					林産物	箇所		
	農作物	田	ha					その他	箇所		
		畑	ha					小計	箇所		
	農業用施設		箇所				一般民有林	林地	箇所		
	共同利用施設		箇所					治山施設	箇所		
	営農施設		箇所					林道	箇所		
	畜産被害		箇所					林産物	箇所		
	その他		箇所					その他	箇所		
								小計	箇所		

計					計					
項目				件数等	被害金額（千円）	項目			件数等	被害金額（千円）
⑧衛生被害	水　道		箇所			⑪社会教育施設被害		箇所		
	病院	公　立	箇所			⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個　人	箇所				法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所				計	箇所		
		し尿処理	箇所			⑬その他	被害船舶	隻		
	火葬場		箇所				水　道	戸		
	計		箇所				電　話	回線		
⑨商工被害	商　業		件				電　気	戸		
	工　業		件				ガ　ス	戸		―
	その他		件				ブロック塀等	箇所		―
	計		件				都市施設	箇所		―
⑩公立文教施設施設		小学校	箇所							―
		中学校	箇所							
		高　校	箇所							
		その他文教施設	箇所				計		―	
		計	箇所			被害総額				
罹災世帯数			世帯			火災発生	建　物	件		
罹災災者数			人				危険物	件		
消防職員出動延人数			人				その他	件		
消防団員出動延人数			人							

補足資料（※別葉で報告）
○災害発生場所
○災害発生年月日
○災害の種類概況
○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取り扱い注意
○応急対策の状況
・避難場所の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体等への応援要請、応援活動の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況　　ほか

○ 別記第７号様式　公用令書等（別表　第１号様式～第６号様式）

別表　第１号様式

従　事　第　　号

公　用　令　書

住所
氏名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力 を命ずる。

年　　月　　日

処分権者　　羽幌町長　　印

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備　　考	

（備考）用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別表　第２号様式

保　管　第　　号

公　用　令　書

住所
氏名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年　　月　　日

処分権者　　羽幌町長　　印

保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備　　考

（備考）用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別表　第３号様式

管　理　第　　号

公　用　令　書

住所
氏名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり　土地／家屋／施設／物資　を　管理／使用／収用　使用する。

年　　月　　日

処分権者　　羽幌町長　　印

名　称	数量	所在場所	範　囲	期　間	引渡月日	引渡場所	備考

（備考）用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別表　第４号様式

変　更　第　　号

公　用　変　更　令　書

住所
氏名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（　　年　　月　　日第　号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第 34 条第１項の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

処分権者　　羽幌町長　　印

変更した処分の内容

（備考）用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別表　第５号様式

取 消 第　　号

公 用 取 消 令 書

住所
氏名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（　　年　　月　　日第　　号）にかかる処分を取り消したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

処分権者　　羽幌町長　　印

（備考）用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別表　第６号様式

No.

防 災 立 入 検 査 票

所属
職名
氏名

年　月　日生

上記の者は災害対策基本法第 71 条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。

年　　月　　日交付

羽 幌 町 長　　印

交付責任者　　印

※規格　縦 6cm　横 9cm とする。

(裏)

注　意

１．本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
２．本票は　　年　　月　　日まで有効とする。
３．本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
４．本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

○ 別記第８号様式　避難者世帯名簿

避　難　者　世　帯　名　簿

［避難所名　　］　　No.

現　住　所		被 災 場 所	
世帯主氏名		親族その他への連絡先 (氏名・住所・電話番号)	
電 話 番 号			

入所世帯の状況	ふりがな 氏　名	生　年　月　日	続　柄	性別	職　業 （勤務先）	入所日時	退所日時
		M.T.S.H 年　月　日	世帯主	男・女		月　日 時	月　日 時
		M.T.S.H 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
		M.T.S.H 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
		M.T.S.H 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
		M.T.S.H 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
		M.T.S.H 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
		M.T.S.H 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
備考欄							

注１　一世帯ごとに記入すること。
注２　「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。
注３　児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。
注４　「備考」欄には、次の事項について記入すること。
(1)　世帯内に病気療養中の者がいるときは、その者の病名及び症状等
(2)　退所する場合、その移動先が現住所以外のときは、その移動先の住所・氏名・電話番号
(3)　その他特記事項

○ 別記第９号様式　避難所収容台帳

（避難所：　　）

管理者 認　印	月　日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計　（　　日間）						

注１　「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。

注２　物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。

注３　他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

○ 別記第 10 号様式　避難所設置及び収容状況

羽　幌　町

避難所の名称	所在地	種別	開設機関 月　日から 月　日まで	実人員 （人）	開設 日数 （日間）	延人員	備考
計		既存建物					
		野外仮設					

注１　「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。

注２　「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

○ 別記第 11 号様式　救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品　　名	

羽　幌　町

品　　目		単 位			
年　月　日	摘　　要	受	払	残	備　　考
計	道調達分				
	町調達分				

注 1　「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。

注 2　「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。

注 3　最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

○ 別記第 12 号様式　被災者救出状況記録簿

被 災 者 救 出 状 況 記 録 簿

羽　幌　町

年月日	救出人員	救出用機械器具								実支出額	備考
		名　称	借　上　費			修　繕　費			燃料費		
			数量	所有者(管理者)名	金　額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円		円		円	円	
計											

注 1　他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。

注 2　借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

注 3　「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

注 4　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 13 号様式　緊急通行車両等・規制除外車両事前届出書

1　緊急通行車両等事前届出書

○ 地震防災
○ 災　　害応急対策用
○ 原子力災害
○ 国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出書

年　月　日

北海道公安委員会　殿

届出者住所
（電話）
氏名　　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
出発地		

（注）　この事前届出書は２部作成して、当該車両の自動車検査証の写し及び当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を所管する警察署に提出してください。

○ 地震防災　　第　　号
○ 災　　害応急対策用
○ 原子力災害
○ 国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

年　月　日

北海道公安委員会　印

（注）　１　大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。

２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

３　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
（１）緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
（２）緊急通行車両等が廃車となったとき。
（３）その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

注　１　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
　　２　規格は、Ａ列４番横長とする。

2　規制除外車両事前届出書

○ 地震防災
○ 災　　害応急対策用
○ 原子力災害
○ 国民保護措置用

規制除外車両事前届出書

年　月　日

北海道公安委員会　殿

届出者住所
（電話）
氏名　　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
出発地		

（注）　この事前届出書は２部作成して、当該車両の自動車検査証の写し及び当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を所管する警察署に提出してください。

○ 地震防災　　第　　号
○ 災　　害応急対策用
○ 原子力災害
○ 国民保護措置用

規制除外車両事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

年　月　日

北海道公安委員会　印

（注）　１　大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。

２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

３　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
（１）規制除外車両に該当しなくなったとき。
（２）規制除外車両が廃車となったとき。
（３）その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。

注　１　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
　　２　規格は、Ａ列４番横長とする。

○ 別記第 14 号様式　輸送記録簿

輸　送　記　録　簿

羽　幌　町

輸送月日	目的	輸送区間（距離）	借上等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車両		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円				円		円	円	
計													

注 1　「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
注 2　町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
注 3　借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
注 4　借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
注 5　「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
注 6　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 15 号様式　炊き出し給与状況

炊　き　出　し　給　与　状　況

羽　幌　町

炊き出し場所の名称	月　日			月　日			月　日			月　日			合　計	実支出額	備　考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注 1　「備考」欄は、給食内容を記入すること。

注 2　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第16号様式　飲料水の供給簿

飲　料　水　の　供　給　簿

羽　幌　町

供給月日	対象人員	給水用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円		円		円	円	
計											

注１　給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○ 別記第 17 号様式　世帯構成員別被害状況

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

年　　月　　日　　時現在

羽　幌　町

世帯構成員別 / 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計		
全　壊（焼）													
流　失													
半　壊（焼）													
床上（下）浸水													

○ 別紙第 18 号様式　物資購入（配分）計画表

物 資 購 入 （ 配 分 ） 計 画 表

年　　月　　日　　時現在

羽　幌　町

世帯		人世帯				人世帯				人世帯				計				備考
					円				円				円					
品目	単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	
計																		

注）1　本表は、全壊（焼）、流出世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。
　　2　「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
　　3　各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○ 別紙第 19 号様式　物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

年　　月　　日　　時現在

羽　幌　町

住家被害程度区分		世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員（人）	給与月日（月 日）	物資給与の品目				実支出額（円）	備考
					布団	毛布				
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年　　月　　日

給与責任者　氏名　　㊞

注１　住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上（下）浸水の別を記入すること。
注２　受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
注３　「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

○ 別紙第 20 号様式　物資給与及び受領簿

物 資 給 与 及 び 受 領 簿

羽　幌　町

住家被害程度区分		給与の基礎となった世帯構成員数	

災害救助用物資として、下記のとおり受領しました。

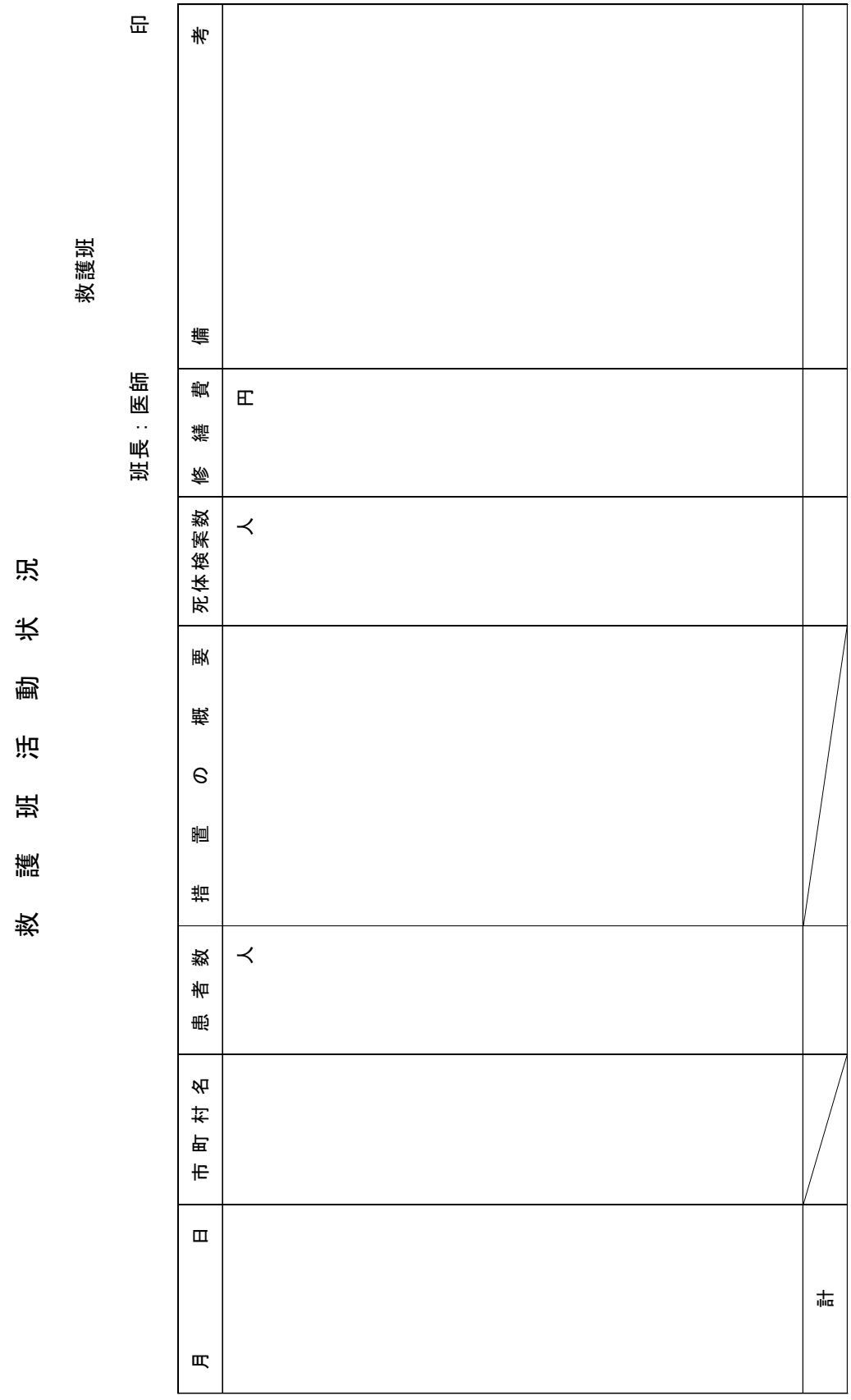
年　　月　　日

住　所
世帯主　　印

給与年月日	品　　名	数量	備　考	給与年月日	品　　名	数量	備　考

注　被災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とすること。

○ 別記第 21 号様式　救護班活動状況



救護班活動状況

救護班

班長：医師　　印

月日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
		人		人	円	
計						

注　「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

○ 別記第 22 号様式　医療実施状況

羽幌町

医療実施状況

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
						点	点	円	
計　機関	人								

注　「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

○ 別記第 23 号様式　助産台帳

助　産　台　帳

羽　幌　町

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金額	備考
	月　日 時　分		月　日 ～ 月　日	円	
	月　日 時　分		月　日 ～ 月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～ 月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～ 月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～ 月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～ 月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～ 月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～ 月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～ 月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～ 月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～ 月　日		

学　用　品　の　給　与　状　況

羽　幌　町

学校名		学年	児童生徒氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳 教科書 国語							その他学用品 鉛筆	ノート					実支出額	備考
					月　日														円	
計	小学校		人																円	
	中学校		人																円	

学用品を上記のとおり給与しました。

年　　月　　日

給与責任者（学校長）

氏　名　　印

注１　「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

２　「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

３　本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

○ 別記第 25 号様式　応急仮設住宅台帳

応　急　仮　設　住　宅　台　帳

羽　　幌　　町

世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面　積	敷地 区分	着　工 月　日	竣　工 月　日	入　居 月　日	実支出額	備　考
	人								円	
計	世帯									

注 1　「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
注 2　「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
注 3　「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
注 4　「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
注 5　「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
注 6　「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
注 7　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 26 号様式　住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

羽　幌　町

世帯主氏名	修　理　箇　所　概　要	完了月日	実支出額	摘　　要
			円	
計　　世帯				

注　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 27 号様式　遺体の捜索状況記録簿

遺 体 の 捜 索 状 況 記 録 簿

羽　幌　町

年月日	捜索人員	捜索用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円		円		円	円	
計											

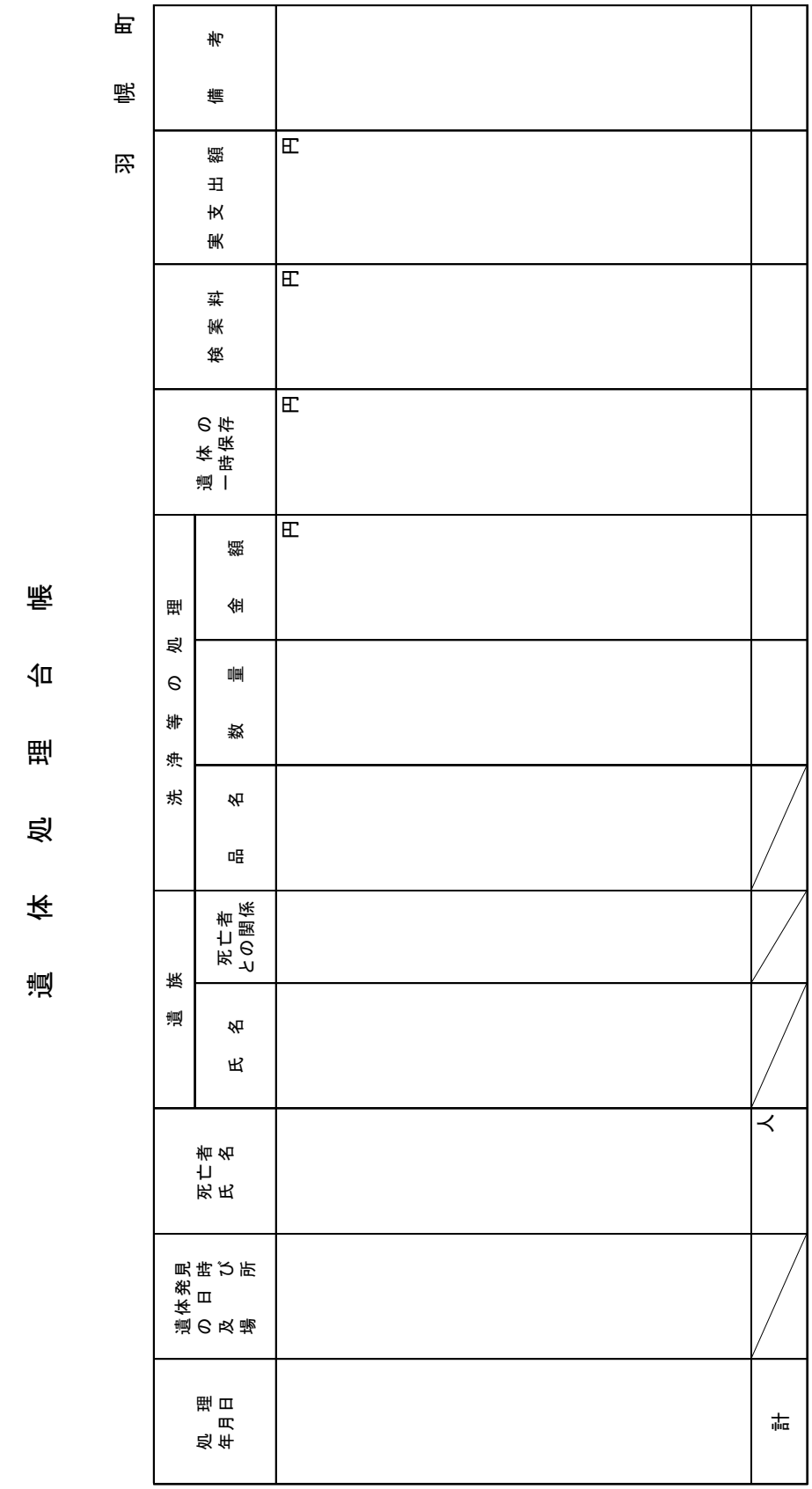
注 1　他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。

注 2　捜索用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

注 3　「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

注 4　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 28 号様式　遺体処理台帳



遺体処理台帳

羽幌町

処理年月日	遺体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			遺体の一時保存	検案料	実支出額	備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
							円	円	円	円	
計		人									

注　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第29号様式　埋葬台帳

埋　葬　台　帳

羽　幌　町

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者			埋葬費			備考
		氏名	年齢	氏名	死亡者との関係	棺（付属品を含む）	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

注１　埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
　２　町長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。

○ 別記第 30 号様式　障害物除去の状況

障　害　物　除　去　の　状　況

羽　幌　町

住家被害程度区分		氏　　名	除去に要した期間	実支出額　円	除去に要すべき状態の概要	備　考
計	半壊半焼	世帯				
	床上浸水	世帯				

注１　住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

注２　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 31 号様式　賃金作業員雇用台帳

賃 金 作 業 員 雇 用 台 帳

救助種別												
住　所	氏　名	日　額	月　分					基本賃金		割増賃金		給与額
			日	日	日	日	日	日数	金　額	時間	金　額	
計	人	円										

注１　本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

注２　各日別就労状況は、1 日就労したものは「1」と表示する。また、5 時間の時間外就労は「1.5」と表示すること。

○ 別記第 32 号様式　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

（第　　報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：　　年　　月　　日　　時　　分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名							
		担当者職氏名							
		連　絡　先	TEL　　FAX						
災害の状況・派遣理由	覚　　知	年　　月　　時　　分							
	災害発生日時	年　　月　　時　　分							
	災害発生場所								
	災　害　名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域				希望する活動内容					
気象の状況									
離着陸場の状況	離着陸場名								
	特記事項	（照明・Ⓗマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況（障害物等）ほか）							
必要とする資機材				現地での資機材確保状況					
				特記事項					
傷病者の搬送先				救急自動車等の手配状況					
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者	（機関名） （職・氏名）								
無線連絡方法	（周波数）　　Ｈｚ								
その他参考となる事項									

搭乗者	所　属	職	氏　名	年齢	所　属	職	氏　名	年齢	備考

○ 別記第 33 号様式　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第　　号
年　月　日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部危機管理監　様

羽幌町長　　印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第８条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年　月　日（　）　時　分
災害発生場所	
派遣区域	
離着陸場	
使用した資機材	
傷病者の搬送先	
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	［地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）］
	［消防防災ヘリコプターによる活動内容］
災害発生状況・措置状況	
その他参考となる事項	

	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢
搭乗者								

○ 別記第 34 号様式　救急患者の緊急搬送情報伝達票

救急患者の緊急搬送情報伝達票　　第　　報

要請日時	年　月　日　時　分				
1　要請市町村名		電話		ＦＡＸ	
担当課・職・氏名		職名		氏名	
2　依頼病院名				電話	
所在地				ＦＡＸ	
担当医師名・科名		科	担当課 氏名		
3　受入病院名				電話	
所在地				ＦＡＸ	
担当医師名・科名		科	直通内線番号		
受入病院の了承：□ 有 □ 無					
4　患者氏名（ふりがな） ＿＿＿＿＿＿＿＿	生年月日	年　月　日			歳
	体　重	kg	□ 男 □ 女	職業	
住　所				感染症：□ 無 □ 有	
病　名		□ 入院中 □ 外来：　月　日			
経　過		血圧：mmHg	脈拍：回/分		
		呼吸：回/分	体温：℃		
		意識レベル(JCS)：			
航空機による搬送が必要な理由	□ 緊急性　□ 搬送時間短縮　□ 搬送安定性　□ その他(　　) (　主な理由：　　)				
気圧変化：　□ 影響無し　□ 影響有り					
5　受入病院選定理由（①、②のいずれか記載） □ ①高次・専門医療機関での治療が必要なため（治療内容：　　） □ ②その他（具体的な理由：　　）					

6　付添搭乗者	氏　名	性別	年　齢	体　重	その他
医　師			歳	kg	
看護師			歳	kg	
付添人			歳	kg	続柄：

医師・看護師の所属病院：□ 依頼病院　□ 受入病院　□ その他病院名　(　　)

7　運航上の必要事項　　機内に積載する医療資機材等

資機材名	有	数量	総重量	要電源	特記事項
①点滴	□		kg	□	□ 輸液ポンプあり
②シリンジポンプ	□		kg	□	
③酸素ボンベ	□		kg	□	□ 8ℓ以上(サイズ：　×　(cm))
④モニター類	□		kg	□	□ 心電図　□ その他(　　)
⑤保育器	□		kg	□	サイズ:W　×L　×H　(cm))
⑥人工呼吸器	□		kg	□	サイズ:W　×L　×H　(cm))
⑦救急バック	□		kg	□	
⑧その他(　　)	□		kg	□	

引継場所（現地離着陸場）		
	依頼病院：	メモ
	受入病院:	

※市町村は№.１～№.７の項目を記載の上、要請すること。（□欄はレ点又は■で該当項目をチェック）
※№.4「経過」№.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙（任意）により送付すること。

○ 別記第 35 号様式　自衛隊災害派遣要請の依頼

第　　号
年　月　日

北　海　道　知　事　様

羽　幌　町　長　　印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請願います。

記

1　災害の状況及び派遣を要請する事由

2　派遣を希望する期間

年　月　日　時　分 ～　年　月　日　時　分

3　派遣を希望する区域及び活動内容
（1）区域（区域図を添付のこと）

（2）活動内容

4　派遣部隊が展開できる場所（場所図を添付のこと）

5　その他参考となる事項

連絡責任者

市町村名：

職　　名：

氏　　名：

電話番号：

※ヘリコプターの場合、添乗者の職・氏名・年齢・続柄を記入のこと

○ 別記第 36 号様式　自衛隊災害派遣撤収要請の依頼

第　　号
年　月　日

北　海　道　知　事　様

羽　幌　町　長　　印

自衛隊の災害派遣部隊撤収要請について

このことについて、管下　　の災害発生（人命救助等）に伴う支援部隊は、所期の目的を達成したので、次の日時に撤収されるよう要請願います。

記

年　　月　　日　　時　　分

○ 別記第 37 号様式　公用負担権限委任証

第　　号

公　用　負　担　権　限　委　任　証

住　所
職　名
氏　名

上記の者に　　区域における水防法第 28 条第１項の権限行使について委任したことを証明します。

年　　月　　日

委任者　　氏　名　　印

縦 9cm　横 6cm

○ 別記第 38 号様式　公用負担命令票

第　　号

公　用　負　担　命　令　票

住　所
氏　名

水防法第 28 条第１項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。

１．目的物

（１）　所在地

（２）　名称

（３）　種類（又は内容）

（４）　数量

２．負担内容
（使用・収用・処分等について詳記すること）

年　　月　　日

命令者　　職　　氏　名　　印

（日本工業規格Ａ４版）

羽 幌 町 地 域 防 災 計 画

資　　料　　編

令和３年４月

羽幌町防災会議